
4 各種資格などの取得方法

[社会福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ](#)

[精神保健福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ](#)

[社会福祉士・精神保健福祉士指定科目
既修得単位の個別認定](#)

[各種任用資格 取得希望の方へ](#)

[認定心理士 取得希望の方へ](#)

[福祉心理士 取得希望の方へ](#)

[履修証明プログラムのご案内](#)

社会福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ

1 社会福祉士国家試験受験資格取得に関する指定科目

【入学学科】社会福祉学科（要卒業）

【必要単位数】下表より最低限23科目62単位（選択科目もすべて修得した場合：最大27科目70単位）。

① 3年次編入学者 → 最低限23科目62単位の修得で、卒業と受験資格取得の両方が可能。

② 1年次入学者・2年次編入学者 → 選択科目も含めすべて修得を推奨（27科目70単位）。

③ 実習免除者 → 選択科目も含めすべて修得を推奨（「実習指導A・B」「実習」除く24科目63単位）。

※②・③は下表指定科目の修得と併せて、卒業要件（p.28～31参照）の達成も必要。

【別表1】社会福祉士国家試験受験資格に関する指定科目

厚生労働大臣の指定する 社会福祉に関する科目	本学の科目名	配当年次	科目 単位	履修方法	S 単位	3年次編入 学者推奨 履修学年
☆人体の構造と機能及び疾病 ☆心理学理論と心理的支援 ☆社会理論と社会システム	医学一般	2年以上	2	R or SR	1	3 or 4年
	福祉心理学	1年以上	2	R or SR	1	3年
	福祉社会学	1年以上	4	R or SR	2	3 or 4年
☆現代社会と福祉	社会福祉原論（職業指導を含む）	2年以上	4	R or SR	2	3年
社会調査の基礎	社会調査の基礎	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術総論	2年以上	4	R or S R	2	3年
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論A	2年以上	2	R or SR	1	3年
	社会福祉援助技術論B	2年以上	2	R or SR	1	3年
☆地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2年以上	4	R or SR	2	3年
☆福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年
☆社会保障	社会保障論	3年以上	4	R or SR	2	3 or 4年
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論	1年以上	2	R or SR	1	3年
	介護概論	1年以上	2	R or SR	1	3年
☆障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	1年以上	4	R or SR	2	3年
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉論	1年以上	4	R or SR	2	3年
☆低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年
☆保健医療サービス	保健医療サービス論	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年
就労支援サービス ☆権利擁護と成年後見制度 更生保護制度	就労支援サービス論（選択）	3年以上	1	S	1	3 or 4年
	福祉法学	2年以上	2	R or SR	1	3年
	更生保護制度論（選択）	2年以上	1	R or SR	1	3年
相談援助演習	社会福祉援助技術演習A	2年以上	3	SR	1	3年
	社会福祉援助技術演習B	3年以上	3	SR	1	3年
	社会福祉援助技術演習C	4年	3	SR	1	4年
実習免除者は履修不要	相談援助実習指導	社会福祉援助技術実習指導A	2年以上	1	SR	3年
	相談援助実習	社会福祉援助技術実習指導B	4年	2	SR	4年
		B-1				
		B-2				
	相談援助実習	社会福祉援助技術実習	4年	4	実習科目	4年

☆＝精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目と共通の科目を示します。

【履修上の特例】

1) 入学前に指定施設で相談援助の実務経験を1年以上有する方

➡「実習指導A・B」と「実習」の7単位分が履修免除になります。ただし、履修免除の7単位分は、別の科目（[別表1]の選択科目を推奨）で単位修得し、卒業要件を満たす必要があります。くわしくはp.84～93をご覧ください。

2) 福祉系大学（四年制）をすでに卒業の方で、在学中に社会福祉士国家試験受験資格の取得ができる指定科目の単位修得をしている方

➡一括認定62単位以外に、[別表1]の国家試験指定科目について既修得単位の個別認定ができる可能性があります。くわしくはp.114～115をご覧ください。

本学の科目名	2017年度スクーリング開講予定地（変更になることもございますので、ご了承ください）							大卒者認定可能性	
	☒=オンデマンド・スクーリング（p.64参照） ◎=2017年度開講予定あり								
	仙 台	オンデマンド	東 京	札 幌	盛 岡	新潟 or 長岡	その他	旧カリ	新カリ
医学一般	10/21・22	☒	6/17・18		11/18・19			有	
福祉心理学	5/20・21 2/3・4	☒	6/3・4	11/25・26	2018 2/17・18	6/24・25		有	
福祉社会学	7/15～17			9/16～18				有	
社会福祉原論（職業指導を含む）	8/11～13	☒	11/3～5	10/7～9	1/6～8	8/18～20		無	
社会調査の基礎	9/30・10/1	☒		4/15・16		11/18・19		有（注4）	
社会福祉援助技術総論	5/3～5 11/11・12・23	☒	5/5～7	4/30・5/6・7		5/26～28 7/21～23		無	
社会福祉援助技術論A	7/15・16a	☒	10/7・8a			9/29・30a		無	有
社会福祉援助技術論B	7/16b・17	☒	10/8b・9			9/30b・10/1		無	有
地域福祉論	2018 1/6～8	☒	8/18～20	8/11～13				有	
福祉行財政と福祉計画	6/17・18	☒	11/18・19		5/20・21	5/20・21		無	有
福祉経営論	5/27・28	☒	11/25・26					無	有
社会保障論	10/7～9 2018 3/21・24・25	☒	12/15～17	11/3～5		6/2～4		有	
高齢者福祉論	4/22・23		7/22・23	2018 3/17・18	2018 3/10・11			有	
介護概論	12/16・17	☒		7/22・23	6/3・4	9/23・24		有	
障害者福祉論	8/19～21 2018 2/10～12	☒	9/16～18			9/9～11		有	
児童・家庭福祉論	11/3～5		2018 1/6～8	2018 1/6～8	10/7～9	9/16～18		有	
公的扶助論	4/22・23	☒	5/27・28		9/23・24	5/27・28		有	
保健医療サービス論	11/11・12	☒		7/8・9		4/15・16		無	有
就労支援サービス論	7/22・23	☒						無	有
福祉法学	6/10・11	☒	10/28・29			7/15・16		無（注5）	有
更生保護制度論	2018 1/27・28	☒				7/29・30		無（注5）	有
社会福祉援助技術演習A	6/24・25 7/1・2ほか		7/1・2 7/8・9	7/1・2	7/8・9	7/8・9		無（注6）	
社会福祉援助技術演習B	9/30・10/1 10/28・29ほか		10/14・15 11/11・12	10/28・29	11/4・5	7/1・2 11/11・12		無（注6）	
社会福祉援助技術演習C	4年次 C-1 仙台・関東・札幌・新潟（4～5月ごろ） C-2 仙台・関東・札幌・盛岡・新潟（8～12月ごろ）							無	
実習指導A	2018 2/10ほか		2018 2/18	2018 2/17	2018 2/4	2018 2/11		実務経験者 免除有	
実習指導B -1	2018 4～5月ごろ		2018 4～5月ごろ	2018 5月ごろ		2018 4月ごろ			
実習指導B -2	2018 6月ごろ		2018 6月ごろ	2018 6月ごろ	2018 6月ごろ	2018 6月ごろ	青森・秋田・山形・郡山		
実習指導B -3	2018 8～12月ごろ		2018 12月ごろ	2018 11月ごろ	2018 11月ごろ	2018 11月ごろ			
社会福祉援助技術実習	実習は各地で受講可（p.82～83「社会福祉援助技術実習 実習先について」参照）								

【スクーリング受講必須科目】

「演習 A・B・C」「実習指導 A・B」（実習免除者は「演習 A・B・C」）

※その他の科目はスクーリング受講必須ではありませんが、卒業のためのスクーリング単位の修得は必要です（1 年次入学者30単位、3 年次編入学者15単位）。➡ p.68も参照。

【前ページの【別表 1】について】

（注 1）「医学一般」「福祉心理学」「福祉社会学」の 3 科目中いずれか 1 科目選択で可。

（注 2）「福祉法学」は必修。「就労支援サービス論」「更生保護制度論」は選択なので履修しなくても可。

（注 3）国家試験は演習・実習科目以外のすべてから出題されるので、（注 1）（注 2）にかかわらず、すべての指定科目を履修されることを推奨いたします。

（注 4）単位修得証明書の科目名などから「社会調査の基礎」に該当する科目を 2 単位分修得していることが明確になる場合のみ認定可能。それ以外の場合、シラバスを提出いただくこともあります。

（注 5）本学通信教育部で2009年度以降のスクーリング・レポート合格者は認定可能性あり。

（注 6）本学通信教育部出身者のみ認定可能性あり。

2 実習演習科目の受講条件と学習計画について

「社会福祉援助技術演習 A・B・C」「社会福祉援助技術実習指導 A・B」「実習」を受講するためには、下記の受講条件を満たしていくことが必要です。

●社会福祉援助技術演習 A

配 当 学 年 2 年次以上

申 込 締 切 5月31日・9月30日・11月30日

➡実習受講者が**最短修業年限で卒業するためには、3年生の5月末までの申込みが必要**

（詳細および実習免除者については p.76参照）。

申 込 条 件 申込締切日までに、下記①～③の達成。

①「社会福祉援助技術総論」の 1・2 単位めレポートの提出。

②「社会福祉援助技術演習 A」の 1 単位めレポートの提出。

③（入学から 1 年以上経過して申込みの場合）認定単位を除き20単位以上の修得。

●社会福祉援助技術演習 B

配 当 学 年 3 年次以上

申 込 締 切 9月15日・3月15日（受講判定日は9／15、10／15、3／15、4／15）

➡実習受講者が**最短修業年限で卒業するためには、3年生の9／15までの申込みが必要**

（詳細および実習免除者については p.76参照）。

受講判定条件 受講判定日までに、下記①～④の達成。

①「社会福祉援助技術総論」「社会福祉援助技術演習 A」の 2 科目分すべてのレポート提出。

② 上記 2 科目以外に社会福祉士・指定科目のなかから 4 科目分すべてのレポート提出。

③「社会福祉援助技術演習 A」のスクーリング試験合格。

④「社会福祉援助技術演習 B」の 1 単位めレポートの提出。

⑤（入学から 1 年以上経過して申込みの場合）認定単位を除き20単位以上の修得。

【実習受講者】

●社会福祉援助技術実習

配 当 学 年 4年次以上

申 込 締 切 実習前年度の9月15日（受理判定日は10 / 31・11 / 30・12 / 20・1 / 31）

- 受理判定条件
- ① 9 / 15時点で一括認定単位を含み62単位以上の修得。
 - ② 10 / 31時点で「実習指導A」課題3レポートの提出と、受理判定日までの合格。
 - ③ 11 / 30時点で「社会福祉援助技術演習B」のスクーリング試験合格と3単位分すべてのレポート提出。
 - ④ 受理判定日（10 / 31 or 11 / 30 or 12 / 20 or 1 / 31）までに社会福祉士・指定科目のなかから、「社会福祉援助技術総論」「社会福祉援助技術演習A」を含む8科目分の単位修得。
 - ⑤ 受理判定日（10 / 31 or 11 / 30 or 12 / 20 or 1 / 31）までに、卒業要件単位80単位以上の修得（認定単位を含む）。
 - ⑥ 原則として10 / 31、遅くとも12 / 10までに体験学習（p.77参照）を実施し、受理判定日（10 / 31 or 11 / 30 or 12 / 20 or 1 / 31）までの合格。
 - ⑦ 社会福祉分野の業務に携わる意志を強く持っており、社会福祉の学習および実習に対して熱意と意欲をもっていること。社会的なルールが守れること。

●社会福祉援助技術実習指導A

●社会福祉援助技術実習指導B

●社会福祉援助技術演習C

実習申込みが受理された後に受講。各科目に受講条件あり。

【実習免除者】

●社会福祉援助技術演習C

配 当 学 年 4年次以上

申 込 締 切 【2日間連続受講型】 6/20（受講日：7月） or 12/20（受講日：2月）

【分割受講型】 4 / 1（受講日：1日目 4～5月、2日目 8～12月）

受講判定条件 申込締切日までに、下記①～④の達成。

- ① 「演習B」のスクーリング合格とすべてのレポート提出。
- ② 「演習C」1・2単位めレポートの提出。
- ③ 社会福祉士・指定科目から8科目の単位修得（認定単位を含む）。
- ④ 卒業要件単位80単位以上の修得（認定単位を含む）。

3 最短で社会福祉士国家試験受験資格を得るための受講スケジュール

3 年次編入学者が 2 年間で、社会福祉士国家試験受験資格を取得するための「演習・実習指導・実習」科目の受講スケジュールは下図のとおりです（各科目の受講条件は p.74～75、2017 年度スクーリング開講予定は p.73 参照）。

1 年次入学者・2 年次編入学者

：「社会福祉援助技術演習 A」の申込・受講条件達成は 2 年生で行うことを目標にしてください（下図の通り 3 年生でも可能）。「社会福祉援助技術演習 B」以降は下図と同じです。

※印は会場が仙台のみとなります。

【実習受講者】

4 月生・3 年次編入学・2 年で卒業

10 月生・3 年次編入学・2 年で卒業

社会福祉援助技術演習 A	3 年生	5 月末申込・受講条件達成 6～7 月に受講	3 年生	・ 11 月末申込・受講条件達成 1 月に受講※ or ・ 5 月末申込・受講条件達成 6～7 月に受講
社会福祉援助技術演習 B	3 年生	9/15 申込・10/15 までに受講 条件達成 9～11 月に受講	3 年生	・ 3/5 申込・4/15 までに受 講条件達成 5 月に受講※ or ・ 9/5 申込・10/15 までに受 講条件達成 9～11 月に受講
社会福祉援助技術実習申込		9/15 申込・1/31 までに受理 条件達成		9/15 申込・1/31 までに受理 条件達成
社会福祉援助技術実習指導 A		2 月に受講		2 月に受講
社会福祉援助技術実習指導 B-1 + 社会福祉援助技術演習 C-1	4 年生	4～5 月に受講	4 年生	4～5 月に受講
社会福祉援助技術実習指導 B-2	4 年生	6 月に受講	4 年生	6 月に受講
社会福祉援助技術実習	4 年生	6 月第 4 週～10 月第 2 週に受講 (24 日間以上)	4 年生	6 月第 4 週～8 月第 2 週に受講 (24 日間以上)
社会福祉援助技術実習指導 B-3 + 社会福祉援助技術演習 C-2	4 年生	8～12 月に受講	4 年生	8 月下旬に受講※

※印は会場が仙台のみとなります。

【実習免除者】

4 月生・3 年次編入学・2 年で卒業

10 月生・3 年次編入学・2 年で卒業

社会福祉援助技術演習 A	3 年生	・ 5 月末申込・受講条件達成 6～7 月に受講 or ・ 11 月末申込・受講条件達成 1 月に受講※	3 年生	・ 11 月末申込・受講条件達成 1 月に受講※ or ・ 5 月末申込・受講条件達成 6～7 月に受講
社会福祉援助技術演習 B	3 年生	・ 9/15 申込・10/15 までに受 講条件達成 9～11 月に受講 or ・ 3/15 申込・4/15 までに受 講条件達成 5 月に受講※	3 年生	・ 3/15 申込・4/15 までに受 講条件達成 5 月に受講※ or ・ 9/15 申込・10/15 までに受 講条件達成 9～11 月に受講
社会福祉援助技術演習 C	4 年生	連続受講型（連続 2 日間） ・ 6 月申込・受講条件達成 8 月に受講※ or ・ 12 月申込・受講条件達成 2 月に受講※ 分割受講型（1 日ずつ計 2 日間） 4 月申込・受講条件達成 演習 C-1：4～5 月に受講 演習 C-2：8～12 月に受講	4 年生	連続受講型（連続 2 日間） ・ 12 月申込・受講条件達成 2 月に受講※ or ・ 6 月申込・受講条件達成 8 月に受講※ 分割受講型（1 日ずつ計 2 日間） 4 月申込・受講条件達成 演習 C-1：4～5 月に受講 演習 C-2：8 月下旬までに受講※

4 月生の場合、「社会福祉援助技術演習 A」を 4 年生の 5 月末申込、「社会福祉援助技術演習 B」を 4 年生の 9/15 申込でも可能です。

10 月生の場合、「社会福祉援助技術演習 A」を 4 年生の 11 月末申込、「社会福祉援助技術演習 B」を 4 年生の 3/15 申込でも可能です。

4 体験学習について（実習前年度までに受講。免除制度あり）

概要 実習受講者が、実習前年度までに行う、**福祉施設の現場体験**（ただし、p.82～83に記載の施設・事業での勤務や実習の経験者は「実績報告書」を提出・合格すれば免除）。

学習日数 連続3日間かつ21時間以上

学習時期 「社会福祉援助技術演習A」スクーリング受講後、実習申込年の12 / 10まで。

- 学習先**
- 1) p.82～83に記載の施設・事業（医療法に規定する病院及び診療所は除く）。
 - 2) 学生自身で、1) に該当の施設から内諾を取っていただき、その上で大学より依頼します。
 - 3) 詳細は、「社会福祉援助技術演習A」スクーリングでガイダンスいたします。

5 社会福祉援助技術実習について

実習日数 24日間以上かつ180時間以上

実習時期 6月第4週～10月第2週（**9月末卒業希望者※**：6月第4週～8月第2週）

※10月生および4月生で4年以上（3年次編入学者は2年以上）在学し、他の卒業要件を満たした方。実習後9月上旬までに仙台での実習事後指導スクーリングの受講も必要。

実習の分割 4分割まで可能（同一年度、同一実習先にて、1回5日間以上で。大学および実習先の許可が必要。推奨は2分割まで。）

実習先

- 1) p.82～83に記載した法令で定められた種別の福祉施設・事業で、かつ省令の基準を満たす箇所（指導者講習会を受講した社会福祉士が実習指導者であることなど）となります。
- 2) 学生から大学へ実習先の希望を出していただき、その後大学から実習先へ依頼をします。
- 3) 「登録実習先」（p.82参照）から選択・希望していただくことが原則です。ただし、「登録実習先」にない箇所でも可能です（省令の基準を満たしており承諾が得られた場合）。
- 4) 勤務先での実習も可能です。ただし、省令の基準を満たす施設で所属長の了解をとり、休暇扱いで、「社会福祉援助技術実習」にふさわしい内容が必要となります。
- 5) 病院・診療所など医療機関での実習は、医療機関において勤務経験があり医療ソーシャルワークに関して十分理解のある方のみが可能です。

その他実習について

- 1) 実習期間中の本学実習担当教員による指導は計4回。
 - ・巡回指導（1回）実習先に教員が訪問します。
 - ・帰校指導（3回）指定の会場へ実習生にお越しいただきます（原則土 or 日曜日。90分程度。仙台・札幌・青森・盛岡・秋田・山形・福島・東京・新潟の各地）。

※帰校指導を受講できない場合には巡回指導に変更となり、別途巡回指導費（15,000円／1回）が追加になります。
- 2) 実習期間中はスクーリング（オンデマンド含む）の受講はできません。
- 3) 実習開始2カ月前までに「演習A・B」「実習指導A」を含む指定専門科目40単位以上の単位修得、および「実習指導B」スクーリングの受講、実習計画案の立案などが求められます。

「社会福祉士」「精神保健福祉士」両方の実習を行う場合

p.116の内容をご確認ください。

6 社会福祉士国家試験受験資格取得のための学費

1 年次入学者 在学4年間・スクーリング単位30単位修得・実習受講の場合

最短の4年間で受験資格取得・卒業するための総費用87万円（実習免除の方は74万円）から。

	入学1年め	入学2年め	入学3年め	入学4年め
入 学 選 考 料	10,000円	—	—	—
入 学 金	30,000円	—	—	—
学 費	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
スクーリング受講料（例：8単位／年分）	40,000円	40,000円	50,000円	40,000円
社会福祉士養成課程履修費		10,000円		
実習関連費 ^{（注）} （実習免除者は不要）				130,000円
合 計	210,000円	180,000円	180,000円	300,000円

※5年め以降在学する場合の学費は1年あたり10万円です。

3 年次編入学者 在学2年間・スクーリング単位15単位修得・実習受講の場合

最短の2年間で受験資格取得・卒業するための総費用53万円（実習免除の方は40万円）から。

	入学1年め	入学2年め
入 学 選 考 料	10,000円	—
入 学 金	30,000円	—
学 費	130,000円	130,000円
スクーリング受講料（例：8単位／年分）	50,000円	40,000円
社会福祉士養成課程履修費	10,000円	
実習関連費 ^{（注）} （実習免除者は不要）		130,000円
合 計	230,000円	300,000円

※3年め以降在学する場合の学費は1年あたり10万円です。

（注）実習関連費 130,000円＝実習費110,000円＋実習指導A・Bスクーリング受講料 計20,000円
 ・実習受講年（4年次以上）4～5月に納入。
 ・帰校指導を巡回指導に変更の場合、1回あたり15,000円の巡回指導費が追加（p.77参照）。

7 3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画例

あくまで一例です。スクーリングは、Web上で受講するオンデマンド・スクーリングもご自身の都合に合わせて選択してください。

3年次（入学1年め）の履修科目を、①福祉心理学、②社会福祉原論（職業指導を含む）、③社会福祉援助技術総論、④社会福祉援助技術論A、⑤社会福祉援助技術論B、⑥地域福祉論、⑦高齢者福祉論、⑧介護概論、⑨障害者福祉論、⑩児童・家庭福祉論、⑪福祉法学、⑫更生保護制度論、⑬社会福祉援助技術演習A、⑭社会福祉援助技術演習B、⑮社会福祉援助技術実習指導Aの15科目39単位とした場合の例です。

残りの23単位分は4年生で履修します。

●3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画の一例（4月生・仙台でスクーリングを受講する場合）

科目名	スクーリング受講日	レポート提出日	科目修了試験受験日	備考
社会福祉援助技術総論	5/3～5	5/31まで		
福祉心理学	5/20・21	6/30まで		
福祉法学	6/10・11	7/31まで		
社会福祉援助技術演習A	6～7月	5/31（1単位め） 9/15（2・3単位め）		5/31までの申込と受講条件達成が必要。
高齢者福祉論	—	7/12まで	7/29	
社会福祉援助技術論A	7/15・16 a	9/15まで		
社会福祉援助技術論B	7/16 b・17	9/15まで		
社会福祉原論（職業指導を含む）	8/11～13	9/30まで		
社会福祉援助技術演習B	10～11月	9/15（1単位め） 11/30（2・3単位め）		9/15までの申込と10/15までの受講条件達成が必要。
児童・家庭福祉論	11/3～5	12/15		
介護概論	12/16・17	1/15		
地域福祉論	1/6～8	2/28		
更生保護制度論	—	12/13	1/13	
社会福祉援助技術実習指導A	2月	9/15（課題1） 10/31（課題3）		9/1～15に申込（「実習」と同時）と1/31までの受理条件達成が必要。
障害者福祉論	—	2/7	2/25	

●3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画の一例（10月生・仙台でスクーリングを受講する場合）

科目名	スクーリング受講日	レポート提出日 (別レポートは別期限あり)	科目修了試験受験日	備考
社会福祉援助技術総論	11/11・12・23	11/30まで		
児童・家庭福祉論	11/3～5	12/15		
介護概論	12/16・17	1/15		
地域福祉論	1/6～8	2/28		
更生保護制度論	—	12/13	1/13	
社会福祉援助技術演習A	1/20・21	11/30（1単位め） 3/15（2・3単位め）		11/30までの申込と受講条件達成が必要。
障害者福祉論	2/10～12	3/15		
福祉心理学	—	2/7	2/25	
高齢者福祉論	4月ごろ	6月ごろ		
社会福祉援助技術演習B	5～6月	3/15（1単位め） 6月ごろ（2・3単位め）		3/15までの申込と4/15までの受講条件達成が必要。
福祉法学	6月ごろ	8月ごろ		
社会福祉援助技術論A	7月ごろ	9月ごろ		
社会福祉援助技術論B	7月ごろ	9月ごろ		
社会福祉原論（職業指導を含む）	8月ごろ	10月ごろ		
社会福祉援助技術実習指導A	2019 2月	9/15（課題1） 10/31（課題3）		9/1～15に申込（「実習」と同時）と1/31までの受理条件達成が必要。

● 3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画の一例（4月生・東京でスクーリングを受講する場合）

科目名	スクーリング受講日	レポート提出日 (別レポートは別期限あり)	科目修了試験受験日	備 考
社会福祉援助技術総論	5/5～7	5/31 まで		
福祉心理学	6/3・4	6/30 まで		
社会福祉援助技術演習 A	7 月	5/31 (1単位め) 9/15 (2・3 単位め)		5/31 までの申込と受講条件達成が必要。
高齢者福祉論	7/22・23	9/15 まで		
介護概論	—	7/12 まで	7/29	
地域福祉論	8/18～20	9/15 まで		
障害者福祉論	9/16～18	10/31 まで		
社会福祉援助技術論 A	10/7・8 a	11/15 まで		
社会福祉援助技術論 B	10/8 b・9	11/15 まで		
社会福祉援助技術演習 B	10～11 月	9/15 (1 単位め) 11/30 (2・3 単位め)		9/15 までの申込と 10/15 までの受講条件達成が必要。
福祉法学	10/28・29	11/30 まで		
社会福祉原論（職業指導を含む）	11/3～5	12/15 まで		
児童・家庭福祉論	1/6～8	2/15 まで		
更生保護制度論	—	12/13	1/13	
社会福祉援助技術実習指導 A	2/18	9/15 (課題 1) 10/31 (課題 3)		9 / 1～15に申込(「実習」と同時)と 1/31までの受理条件達成が必要。

● 3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画の一例（4月生・札幌でスクーリングを主に受講する場合）

科目名	スクーリング受講日	レポート提出日	科目修了試験受験日	備 考
社会福祉援助技術総論	4/30・5/6・7	5/31 まで		
福祉法学	—	6/7 まで	6/25	
社会福祉援助技術演習 A	7/1・2	5/31 (1 単位め) 9/15 (2・3 単位め)		5/31 までの申込と受講条件達成が必要。
介護概論	7/22・23	8/31 まで		
更生保護制度論	—	7/12 まで	7/29	
地域福祉論	8/11～13	9/15 まで		
社会福祉原論（職業指導を含む）	10/7～9	11/15 まで		
社会福祉援助技術論 A	—	10/4 まで	10/22	
社会福祉援助技術演習 B	10/28・29	9/15 (1 単位め) 11/30 (2・3 単位め)		9/15 までの申込と 10/15 までの受講条件達成が必要。
福祉心理学	11/25・26	1/15 まで		
社会福祉援助技術論 B	—	11/15 まで	12/2	
児童・家庭福祉論	1/6～8			
社会福祉援助技術実習指導 A	2/17	9/15 (課題 1) 10/31 (課題 3)		9 / 1～15に申込(「実習」と同時)と 1/31までの受理条件達成が必要。
障害者福祉論	—	2/7 まで	2/25	
高齢者福祉論	3/17・18			

※その他の学習計画例は、入学後配付される『学習の手引き』などでご確認をお願いいたします。

8 社会福祉士国家試験受験資格取得に関するよくあるお問い合わせ

Q1 社会福祉士とはどのような資格ですか。

A. 社会福祉士とは、わが国はじめての国家資格の社会福祉専門職です。「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条では、社会福祉士は「福祉に関する相談に応じ、助言、指導、……関係者との連絡及び調整その他の援助を行う」と位置づけられています。

障害者福祉施設、高齢者福祉施設、老人保健施設、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所等さまざまな社会福祉の分野で働いています。p.84～93の施設・事業は社会福祉士の資格が活用できる職場です。

社会福祉士の登録者数は2016年9月末現在201,433名で日本社会福祉士会を組織し社会的活動を行っています。

■国家試験と就職について

Q2 社会福祉士の国家試験はいつ受験できますか。

A. 毎年1月中旬～下旬にある社会福祉士の国家試験は、その年の3月に卒業見込み（国家試験申込締切前までに90単位以上修得必要）ならば受験可能です。ただし、3月末に卒業しないと合格が取消されます。

Q3 社会福祉士の国家試験対策講座などがありますか。

A. 2016年度の場合、①**模擬小テスト**：6～12月に毎月1回郵送。問題は本学独自に作成。②**講義**：（4月）傾向と対策や学習方法、卒業生による合格体験談。（7月）共通科目の解説。（9月）専門科目の解説。（10月）全国統一模擬試験。（11月）最終確認。

毎年、多くの方に合格していただけるように実施方法を見直しながら実施しています。

Q4 国家試験に合格したら、資格を活かして社会福祉の現場への転職を考えています。具体的にどのように就職先を見つければよいのでしょうか。

A. 卒業見込み条件を満たした方は、登録のうえ本学キャリアセンター（就職窓口）も利用することができますが、就職については、施設・病院側が求める適性、人柄、能力、資格などが総合的に判断されて決まる点は、通学課程の学生も通信教育部の学生も同じです。通信教育部卒業生の方も、公募で採用されたり、実習先でできた人間関係から採用に結びついたり、さまざまなルートで就職・転職をしておられます。

卒業後の進路等について、くわしくはp.35、123～124や通信教育部ホームページをご覧ください。

社会福祉援助技術実習 実習先について

【実習先の要件】…下記①②両方を満たす施設・事業。

①p.82～83に記載の施設・事業。

②実習指導者資格^{*}を有する社会福祉士がいる施設・事業。

※実習指導者資格：社会福祉士として登録後、3年以上相談援助業務に従事し、かつ厚生労働大臣が基準を定める実習指導者講習会を修了した者。

【登録実習先】

- ➡・本学通信教育部学生の実習を受け入れていただくことをご承諾いただいている施設・事業。
- ・2016年11月現在北海道・東北・関東・新潟を中心に、全国に約570施設。
- ・現在登録があっても、実習指導者の異動等により変更となる可能性あり。
- ・現在未登録でも、要件を満たしており、施設の承諾が得られれば「登録実習先」に追加可能。

【東海・北陸・近畿地方以西での実習について】

東海・北陸・近畿地方以西で入学をお考えの方で、お住まいの地域で「社会福祉援助技術実習」の受講を希望する場合は下記の点にご注意ください。

- ・実習中の帰校指導開講地は関東か新潟が最も近くなります。帰校指導が受講できずに巡回指導に代える場合は実習巡回指導費（3回分45,000円）が実習費に上乗せされます（p.78「社会福祉士国家試験受験資格取得のための学費」参照）。
- ・東海・北陸・近畿地方以西の実習については要件に適合した実習先を各自で確保する必要があります。

実習先の種別について

法令で定められた実習先の種別は以下のとおりです。ただし、対象施設・事業であっても法令要件等により実習が認められない場合もありますのでご了承ください。

◎実習対象施設種別

（昭和62年厚生省告示第203号；最終改正 平成28年厚生労働省告示第168号）

- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
- ②医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- ③身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- ⑤生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
- ⑥社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
- ⑦売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- ⑧知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- ⑨障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
- ⑩老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター

及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業

- ⑪母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター
- ⑫更生保護事業法（平成7年法律第86号）に測定する更生保護施設
- ⑬介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
- ⑭独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑮発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
- ⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ⑰高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
- ⑱前各号に準ずる施設又は事業（平成20年11月11日社援発第1111001号）
 1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく身体障害者福祉工場
 2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
 3. 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設
 4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター
 5. 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
 6. 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
 7. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所
 - (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
 - (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
 - (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
 - (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
 - (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。

社会福祉援助技術実習の免除対象となる実務経験の区分

下記【免除条件】に該当する方は、実習科目3科目7単位分（「社会福祉援助技術実習」「社会福祉援助技術実習指導A」「社会福祉援助技術実習指導B」）が免除になる可能性があります。

【免除条件】p.84～91の指定施設・職種にて専任での辞令と、入学前までに1年以上の実務経験を有する方。

※「入学前までに」とは⇒4月生：3/31時点、10月生：9/30時点。

※p.84～91の職種欄にある、「専任の職員（相談員 etc）」とは下記①または②に該当する方です。

⇒①当該施設の常勤者で専らその職務に従事している方。

②当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方。

【ご注意】

国家試験受験および合格後には、社会福祉振興・試験センターによる監査が行われる場合があります。申請内容と事実の相違のため合格が取り消されたり、実習免除が不可能になったりした場合でも、大学ではその責任を負いかねます。

【免除の申請について】

免除該当者は、「入学志願書[B]（様式2）」問7の該当欄へのチェック、「実務経験申告書（様式8）」「実務経験証明書（様式9）」の作成（p.23、92～93参照）を正確に行い提出してください。

《指定施設における相談援助の業務の範囲》

■高齢者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護 保険 施設	介護 保険 施設	指定介護老人福祉施設 （指定地域密着型介護老人福祉施設を含む）	生活相談員 1011
		介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1012
		支援相談員	1021
		相談指導員	1023
		介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1022
	介護 保険 施設	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る） 1031
		地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員（p.85 ※1） （保健師、主任介護支援専門員等） 〔介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、 権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初 期集中支援推進事業に限る〕 1041
	介護 保険 施設	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む	生活相談員 2221
			計画作成担当者 2222
	介護 保険 施設	指定通所介護を行う施設 基準該当通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設（p.85 ※2） 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む	生活相談員 2011
			生活相談員 2012
	介護 保険 施設	指定短期入所生活介護を行う施設 基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む	生活相談員 2051
			生活相談員 2052

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護保険法	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2191
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	1061
		生活指導員	1062
	軽費老人ホーム (軽費老人ホーム (A型、B型)、ケアハウスを含む)	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
	老人デイサービスセンター	生活相談員	1101
		生活指導員	1102
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている専任の職員	1111
	有料老人ホーム	生活相談員	2271
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング)、多くの 高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている専任の職員	2801
注意事項 (※1) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。 (※2) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

■児童分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員	1561
		保育士	1562
		心理指導担当職員	1563
		児童発達支援管理責任者	1564
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕	児童指導員（p.87 ※ 3）	1391
		保育士（p.87 ※ 4）	1392
	知的障害児通園施設	児童指導員（p.87 ※ 3）	1401
		保育士（p.87 ※ 4）	1402
	盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕	児童指導員（p.87 ※ 3）	1411
		保育士（p.87 ※ 4）	1412
	肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕	児童指導員（p.87 ※ 3）	1421
		保育士（p.87 ※ 4）	1422
	情緒障害児短期治療施設	児童指導員	1431
		保育士	1432
		個別対応職員	1433
		家庭支援専門相談員	1434
	重症心身障害児施設	児童指導員（p.87 ※ 3）	1441
		保育士（p.87 ※ 4）	1442
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
		個別対応職員	1453
		家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
	児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461
	障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	指導員	1571
		児童指導員	1572
		保育士	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
	障害児相談支援事業	相談支援専門員	1581

施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	乳児院		児童指導員	2511
			保育士	2512
			個別対応職員	2513
			家庭支援専門相談員	2514
			里親支援専門相談員	2515
	指定医療機関 肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人 国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの		児童指導員（p.87 ※ 3）	2451
			保育士（p.87 ※ 4）	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設		相談援助業務を行っている専任の指導員	2531
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設		相談援助業務を行っている専任の職員	2561
	利用者支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている専任の職員 利用者支援事業実施要綱4(3)①から④までの全ての業務を実施する類型(利用者支援事業基本型)に限る	2901
児童デイサービス事業（障害児通園事業）			相談援助業務を行っている専任の職員（相談員）	2291
支援地域生活	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2441	
その他	心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行っている専任の職員	2521
	子育て短期支援事業 （短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業		相談援助業務を行っている専任の職員	2541
	母子家庭等就業・自立支援センター事業 一般市等就業・自立支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている専任の相談員	2721
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設		児童指導員（p.87 ※ 3）	2581
			保育士（p.87 ※ 4）	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー	2741
	注意事項 （※ 3）「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。 （介護福祉士国家試験のみ受験できます。） （※ 4）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。 （介護福祉士国家試験のみ受験できます。）			

■ 障害者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター 身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設 （身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館	相談援助業務を行っている専任の職員	2321
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1341
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1342
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1343
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員（p.89 ※ 5）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
	地域活動支援センター	指導員（p.89 ※ 5）	1131
	福祉ホーム	管理人	1141
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設	生活支援員（p.89 ※ 5）
			生活指導員（p.89 ※ 5）
		身体障害者療護施設	生活支援員（p.89 ※ 5）
			生活指導員（p.89 ※ 5）
		身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	生活支援員（p.89 ※ 5）
			生活指導員（p.89 ※ 5）
		身体障害者福祉工場	指導員（p.89 ※ 5）
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士
			精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士
			精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士
			精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者福祉ホーム	管理人
	知的障害者支援施設	知的障害者更生施設 （入所、通所）	生活支援員（p.89 ※ 5）
			生活指導員（p.89 ※ 5）
		知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	生活支援員（p.89 ※ 5）
			生活指導員（p.89 ※ 5）
		知的障害者通所寮	生活支援員（p.89 ※ 5）
			生活指導員（p.89 ※ 5）
	障害福祉サービス事業を行う施設	療養介護を行う施設	生活支援員（p.89 ※ 5）
			サービス管理責任者
		生活介護を行う施設	生活支援員（p.89 ※ 5）
			サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練）	生活支援員（p.89 ※ 5）
			サービス管理責任者
		就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	生活支援員（p.89 ※ 5）
			就労支援員
			サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設 （A型、B型）	生活支援員（p.89 ※ 5）
			サービス管理責任者
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	1601
	相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	2871
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	短期入所を行う施設 身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行っている専任の職員
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
		共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
		共同生活援助を行う施設 精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行っている専任の職員
	支援地域生活事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
		日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
		障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
園 の そ の の	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている専任の指導員	2301
		相談援助業務を行っている専任のケースワーカー	2302
者 発 達 障 害 者 支 援 法 法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461
		就労支援を担当する職員	2462
関 障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 する 法 律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2481
		職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	2501
		就業支援担当者	2502
		生活支援担当職員	2503
そ の 他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821
	アウトリーチ事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2921
注意事項 (※5)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)			

■その他の分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
地 域 保 健 法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1513
医 療 法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522
生 活 保 護 法	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	被保護者就労支援員	2931

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
自立生活 支援法	自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
		就労支援員	2943
		家計相談支援員	2944
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		専任の家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		専任の婦人相談員	1485
		専任の母子・父子自立支援員、専任の母子相談員	1486
		就労支援員	1487
		被保護者就労支援員	1488
	隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員	2611
	安心生活基盤構築事業	専門員	2621
売春防止法	婦人相談所	福祉活動専門員	2631
		相談援助業務を行っている専任の職員 〔主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。〕	2632
		相談指導員	1531
	婦人相談所	判定員（心理・職能判定員）	1532
母子及び 父子並びに 寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	専任の婦人相談員	1533
		生活指導員（入所者を指導する職員）	1541
		母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員 （母子の相談を行う職員）	1551
	母子・父子福祉センター		
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
	保護観察所	保護観察官	2651
更生保護 事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
労働者 補償法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671
その他	地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業〕	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている専任の職員	2961
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	9999

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生支援施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている専任の職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)		
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている専任の指導員	3121
子ども家庭相談事業 (児童センター、市に設置された児童館において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	3201

1 「実務経験申告書（様式8）」記入上の注意

●本人が記入してください。

（1箇所です1年以上の実務経験があれば、1箇所でのみの記入としてください。）

実務経験申告書

学 籍 番 号	※
---------	---

受 付 番 号	※
---------	---

※記入しないでください

東北福祉大学
学 長 殿

申告者 フリガナ 氏 名

フクシ アコミ
福祉 歩美



〒983-8511

現住所

宮城県仙台市宮城野区榴岡2-5-26

TEL 022 (233) 2211

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、裏面の様式9の所属長等の証明書を添えて、申告します。

西暦 2017 年 1 月 15 日

所属している（していた） 施設名・施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種 （コード）	期 間	実務経験証明書 （様式9）の 証明権者名 （施設・機関代表者名を記載）
1 施設名 東北ケアプラン センター 施設・事業種類 居宅介護支援事業を行 っている事業所	職種名 介護支援専門員 （コード 2201）	西暦 2007 年 4 月 1 日 ～ 西暦 2017 年 1 月 15 日 （計 9 年 9 カ月）	センター長 仙台 政 宗
2 施設名 施設・事業種類	職種名 （コード ）	西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日 （計 年 カ月）	
3 施設名 施設・事業種類	職種名 （コード ）	西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日 （計 年 カ月）	

「実務経験証明書（様式9）」
の証明権者欄の「施設・機関
の名称」を記載してください。

「施設・事業種類」「実務経験
として認められる職種名」お
よび「コード欄」は、募集要
項p84～91の表より正確に転
記してください。

「実務経験証明書」の証明権
者欄の「代表者氏名」を記載
してください。

現在勤務中の場合は、証明書
作成日を記入してください。

1箇所です1年間の実務経験を
満たせない場合のみ、ご記入
ください。

- （注）1. 上記の内容は、「実務経験証明書（様式9）」の記載内容と一致することが必要です。
2. 記入内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 「施設名・施設種類」「職種名」は、実務経験の区分（募集要項 p. 84～91）に記載の中から選び、その
名称および（ ）内にコードを正確に記入してください。
5. その他、募集要項 p. 92の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。
裏面・様式9については、必ず証明権者の記載・捺印を受けてからご提出ください。

2 「実務経験証明書（様式9）」記入上の注意

●証明権者による記入・公印捺印のうえ発行していただきます。

（「実務経験申告書（様式8）」に複数の施設を記入の場合、本様式を施設数分コピーすること。）

【証明権者の方へお願い・記入上のご留意点】

p.84～91記載の「実務経験として認められる職種」は厳密に解釈くださいますよう、お願いいたします。
たとえば、

※「専任の職員（相談員 etc）」とは、下記①または②に該当する方です。

⇒①当該施設の常勤者で専らその職務に従事している方。

②当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方。

※「介護支援専門員」は、資格を有し、「配置基準により配置されている」ことが必要です。

※「病院・診療所」の「相談員（医療ソーシャルワーカー等）」は、辞令が出ており、下表（コード1521）に記載のすべての相談援助を行っている専任の職員に限ります。

※「介護福祉士」国家試験を受験している場合、表中の注意事項（※3）～（※5）をご確認ください。

実 務 経 験 証 明 書

学 籍 番 号	※
受 付 番 号	※

※記入しないでください

東北福祉大学
学 長 殿

フリガナ	フ ク シ ア ユ ミ	生年月日（年齢）
氏 名	福祉 歩美	西暦1974年11月4日生 （満42歳）

上記の者は、下記の期間、当施設・機関において、専任で相談援助業務を行う職員として勤務している（またはしていた）ことを証明します。

下記の施設種類・職種は、本学・募集要項 p.84～91の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んでそのまま転記してください。

施設・機関の名称	東北ケアプランセンター
施設・事業種類	居宅介護支援事業を行っている事業所
職 種	介護支援専門員
従 業 期 間	(1) 西暦2007年4月1日から 現在（証明書作成日）まで勤務している (2) 西暦 年 月 日 から 年 月 日 まで勤務していた

記入にあたって、「東北福祉大学通信教育部 募集要項」p.84～91の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んでそのまま転記してください。

(1)は現在も勤務している場合、
(2)は過去に勤務していた場合に記入してください。

証 明 権 者	
(証明書発行日)	西暦 2017 年 1 月 15 日
(施設・機関の所在地)	〒123-4567 仙台市青葉区〇〇町1-1-1
(施設・機関の名称)	東北ケアプランセンター
(代表者役職・氏名)	センター長 仙台 政宗
問 合 先	所属部 総務課 担当者名 △△ △△ 直通電話番号 022-000-△△△△



見込みによる証明はしないでください。2016年4月1日から勤務を開始し2017年3月末で1年になるような場合は、2017年4月1日以降に証明書を発行してください。

所在地～機関代表者名まではゴム印による記載でも可です。ただし、必ず代表者名の公印を押してください。

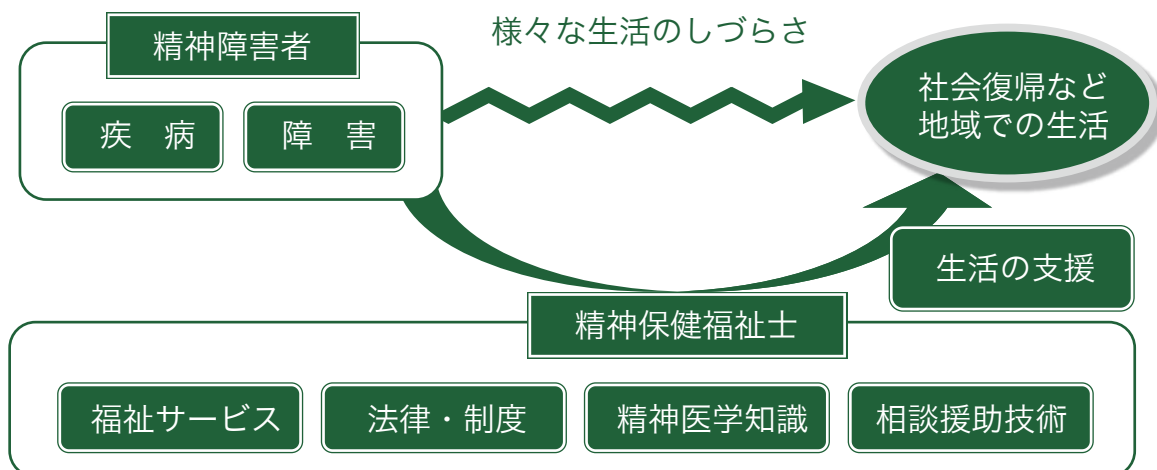
- 証明権者（実務経験を行っていた施設等の代表者＝院長・施設長・所長・所属長など）の公印が必要です。（個人名印は不可）。修正液の使用は不可。証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。
- 「相談援助業務」を行う専任の職員以外は実務経験として認められません。また、見込みによる証明はできません。
- その他、募集要項 p.93の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。

精神保健福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ

精神保健福祉士とは――

精神保健福祉士とは、「精神保健福祉士法」の規定にもとづいて制度化された精神障害者の社会復帰などを援助するソーシャルワーカーであり、名称独占の国家資格です。

「精神保健福祉士法」第2条では、「社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う」と位置づけられています。



疾病と障害を併せ持つ精神障害により生活に困難をきたした対象者を、多様な側面から支援を図る相談援助の専門職として、様々なフィールドにおいて活躍しています。

《精神保健福祉士の活躍の場》

医療 機関	精神科病院、精神科診療所 (退院支援、リハビリテーションなど)	地域 施設	障害福祉サービス事業所など (生活指導員や就労支援員など)
司法 施設	保護観察所 (社会復帰調整官、保護観察官として)	教育	学校、不登校支援 (スクールソーシャルワーカーとして)
行政	精神保健福祉センター、保健所など (暮らしのサポート)	企業	従業員のメンタルヘルス支援部門 (相談や予防などのサポート)

今後、精神障害者に対する地域での生活支援重視という流れを受けて、精神保健福祉士の役割・専門的機能がいっそう求められています。

2016年10月末現在の登録者数は73,723名です。

《精神保健福祉士国家試験受験資格に関する近年の動向》

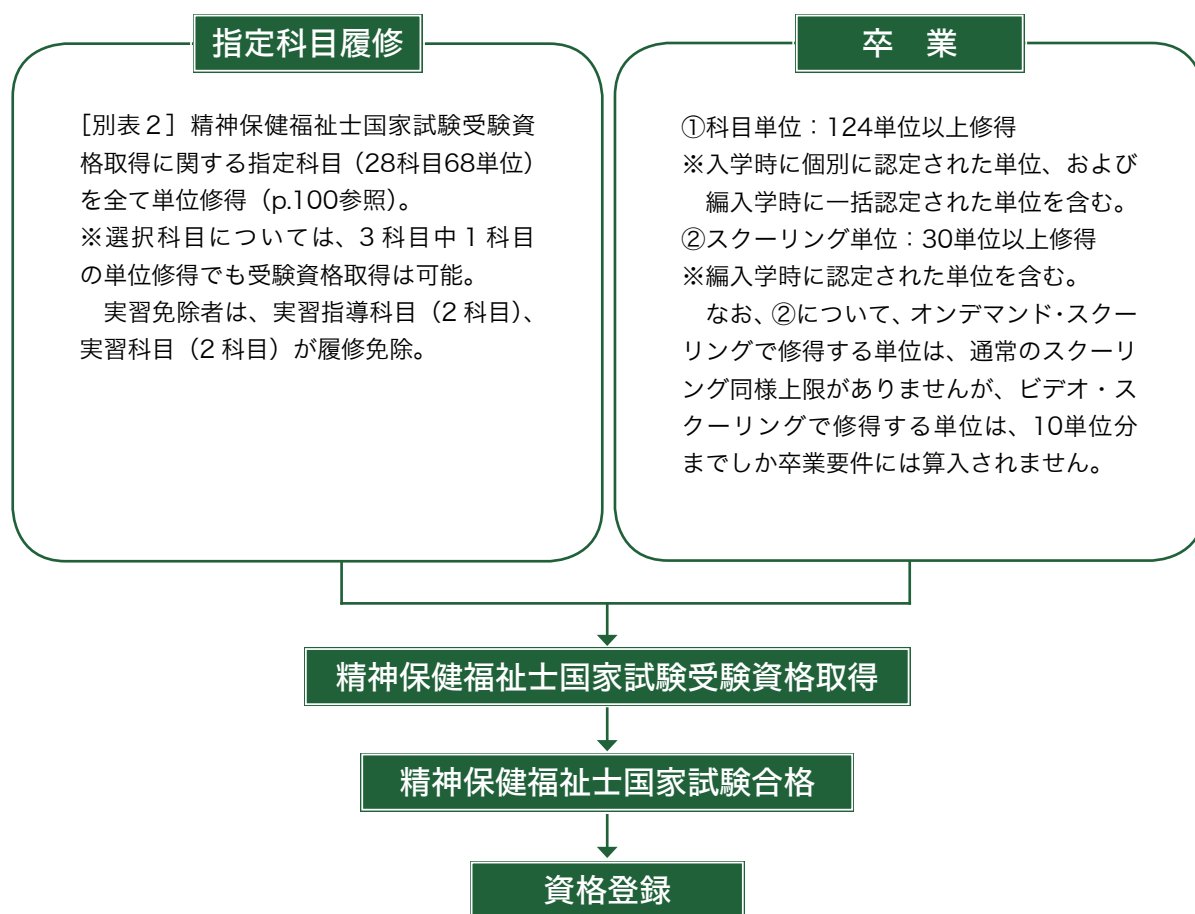
2012年度入学者より、厚生労働省の法令改正により「精神保健福祉援助実習」について、入学前に精神保健福祉士に関する指定施設で相談援助の実務経験を1年以上有する方は、実習科目を履修しない（実習免除）で受験資格を得ることができるようになりました。

一方、実習を必要とする方は、医療機関実習が90時間以上義務付けられるとともに（総時間数は福祉施設実習と合わせて210時間以上）、実習先の要件が課されることになりましたが、それにとともに、例年各地域で実習を受講できる人数枠には変動があり、必ずしも希望の地域での実習が叶うわけではない状況となっています。

《本学で精神保健福祉士国家試験受験資格を得るためには》

指定科目を履修(単位修得)して、卒業することが条件となります。

※在籍中に両方を満たすことで、受験資格を得ることができます。



《本学の精神保健福祉士国家試験受験対策の特色》

本学通信教育部独自の受験対策により、合格までサポートしています。

（1）本学教員による国家試験対策講義

年間に、受験開始ガイダンス・共通科目編・専門科目編・最終確認編などの受験対策講義を行っています。

（2）年6回の模擬小テスト

7月から12月まで、毎月初めに配付する模擬小テストを自宅で解き、大学に送付。

翌月初めに採点された答案が自宅に送られ、同封の解答・解説を参考に苦手な領域を確認します。

《精神保健福祉士指定科目の構成について》

指定科目は、「共通科目(社会福祉士)」と「専門科目」、「演習・実習指導・実習科目」の3つの科目群より構成されています。科目群の内容は、他の科目群と密接に関係しており、その関連性を意識しながら学習を進めていくことで、より理解を深めることができます。

また、指定科目のうち、専門科目の構成については、社会福祉士との共通する科目の枠組みに準拠しつつ、精神保健福祉士に特化する知識と技術(=「医療と協働・連携する相談援助の理念と方法に関する知識と技術」)を加えることにより、精神保健福祉士に必要とされる科目として明確化されています。

【精神保健福祉士専門科目の内容】

法令に定められた科目の領域	本学開講の科目名	科目の主な内容
精神疾患とその治療	精神医学	精神疾患や専門治療の内容および特性、関連する人権擁護など
精神保健の課題と支援	精神保健学	精神の健康に関連する要因、多様な視点から見た課題など
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	精神保健福祉士の役割や相談援助の概念と範囲、理念など
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	精神保健福祉援助技術総論Ⅱ	相談援助における専門職や権利擁護の概念と範囲など
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉の理論	精神保健医療福祉の歴史や支援の基本的考え方と必要な知識
	精神科リハビリテーション学	精神科リハビリテーションの概念やプロセス、その展開など
	精神保健福祉援助技術各論	精神障害者の支援モデルや相談援助の過程、面接技術など
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉のサービス	精神保健福祉法の意義や福祉サービス、社会保障制度の概要
	精神保健福祉の制度	更生保護制度や医療観察法の概要、精神保健福祉との関係など
精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活の実際や人権、各支援制度やその実際など

《本学の専門科目の特色》

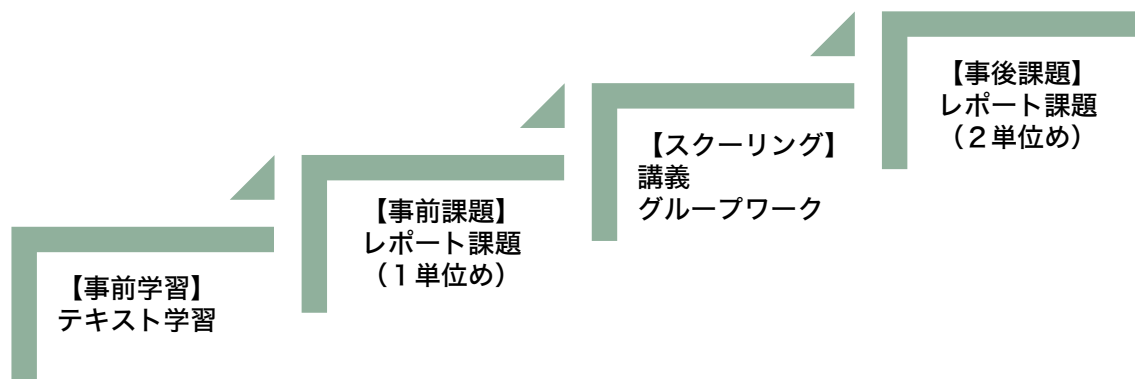
- ①精神保健福祉士養成に長年携わっている、現役ソーシャルワーカーとして経験豊富な教員が科目を担当します。
- ②「精神障害者の生活支援システム」を除く9科目が履修方法「RorSR」を採用しており、独学で行き詰まることのないよう、講義を受講できる機会を多く設けております。
- ③「精神医学」スクーリングでは、本学附属精神科病院の「せんだんホスピタル」に所属する精神科医が講義を担当しており、精神疾患に関してより詳しく解説いたします。

《演習・実習指導・実習科目について》

【演 習】

精神保健福祉援助の基礎的知識と面接などのコミュニケーション技法を習得します。
また、事例を用いたグループワークの実践を通して、相談援助の過程を理解します。

～演習・実習指導科目の流れ～



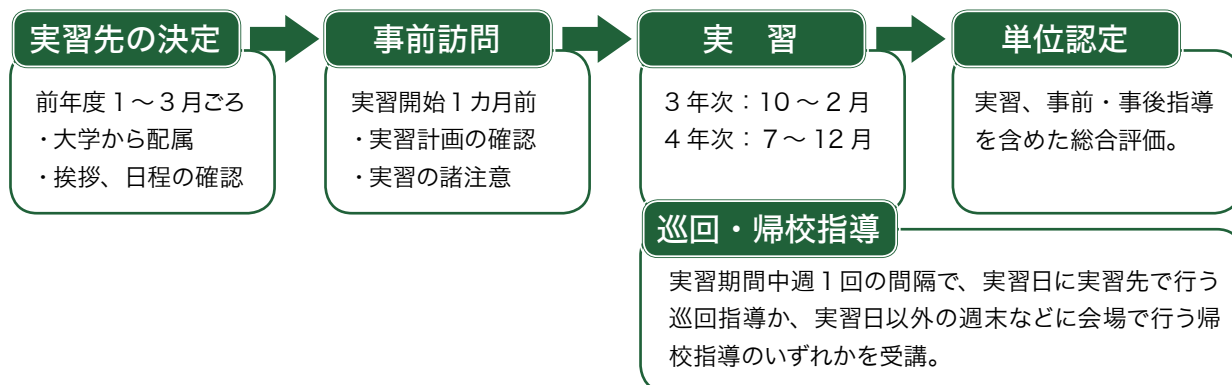
【実習指導】※実習の前後(事前指導・事後指導)に行います。

実習の意義を理解し、実習課題を明確にするための「実習計画書」や「実習課題ノート」を作成します。また、地域における現状、各種機関の役割、支援に活用できる制度・サービスについて学びながら、支援者として自己に向き合い、その理解を図ります。

【実 習】

法令の定めにより、福祉施設（障害福祉サービス事業所等：3年次・15日間以上かつ120時間以上）・医療機関（精神科病院等：4年次・12日間以上かつ90時間以上）の異なる2つの種別の機関において実習を行います。実習中は、「実習記録」にて日々振り返りを行い、自身の考察を深め、実習終了後は、まとめとして「実習事後レポート」を作成します。

～実習科目の流れ～



【重 要】 出願にあたっての注意

精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者は、必ず正科生として社会福祉学科へ入学してください。
福祉心理学科および科目等履修生では受験資格は取得できません。

また、この募集要項記載の内容をご了承いただき、「様式10 精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者出願時の誓約書」をご提出いただける方のみ、ご出願ください。

「精神保健福祉援助実習」受講者へ

- ① 演習スクーリング受講時に、「精神保健福祉援助実習A・B選考試験」を行います。実習受講者の選考は、**演習科目をはじめ他の科目の成績や受講態度、筆記試験、面接**などを総合して行います。そのため、希望者全員が実習を受講できるわけではありませんので、予めご了承ください。
- ② 下記の地域で実習を受講することができます。
 - ・北海道全域
 - ・東北：青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県
 - ・関東：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
 - ・甲信越：新潟県※上記地域は、学生の住所地とは関係ありません。
- ③ 前項②に実習先となる福祉施設・医療機関を相当数確保していますが、各地域の受講年度の実習希望者数や、実習先の諸事情などにより、「精神保健福祉援助実習A・B選考試験」に合格した方でも、お住まいの地域では実習ができない場合があることを、予めご了承ください。

「精神保健福祉援助実習」免除者へ

ご出願いただいた実習免除に関する記載内容について、入学後にその内容が事実と反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合は、本学ではその責任は負えませんので、予めご了承ください。

1 募集の概要

1) 修業年限

本学で精神保健福祉士国家試験受験資格を得るための卒業までにかかる最短年数は、下記のとおりです。

入学年次	実習受講者		実習免除者
	4月生	10月生	4月生・10月生
3年次編入学	2年以上	2年半以上	2年以上
2年次編入学	3年以上	3年半以上	3年以上
1年次入学	4年以上	4年半以上	4年以上

※4月生・3年次編入学・最短2年間で受験資格を取得希望の方は、3期までにご出願ください。4期以降は、入学翌年度からの実習のため、卒業・国家試験受験資格取得までは最短で3年かかりますので、ご注意ください。

10月生・3年次編入学・最短2年半で受験資格を取得希望の方は、6期（最終）の出願まで受け付けいたします。

※「精神保健福祉援助実習」免除についての詳細は、p.111～113をお読みください。

2) 精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者専用の出願書類

実習受講者・実習免除者で、それぞれ下記の書類が必要になります。

様式の種類	実習受講者	実習免除者
様式10「出願時の誓約書」	○	○
様式11「実務経験申告書」		○
様式12「実務経験報告書」		○
様式13「入学前・精神保健福祉援助実習A希望届」	○※	

※様式13については、3年次編入学者で、入学初年度（10月生は翌年度）に実習を希望する場合のみ必要。

様式10～13は別冊様式集にあります。その他の必要書類は、p.23をご参照ください。

本用紙および出願用紙を通じて得られた個人情報、「精神保健福祉援助実習A」の実習先調整、および入学後の学習指導・実習指導等によりのみ使用いたします。

3) 学 費 【精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための学費の目安】

1年次入学者（4年在学・スクーリング単位30単位・実習受講）の場合

最短4年間で受験資格取得・卒業するための総費用910,000円（実習免除者は730,000円）

	入学1年め	入学2年め	入学3年め	入学4年め
入学選考料	10,000円	—	—	—
入学金	30,000円	—	—	—
学 費	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
スクーリング受講料等（例：8単位／年分）	40,000円	45,000円	45,000円	40,000円
実習関連費（注）（実習免除者は不要）			95,000円	85,000円
合 計	210,000円	175,000円	270,000円	255,000円

※5年め（在籍延長）以降の学費は、1年あたり10万円です。

※10月生で実習を受講する方は、最短でも4年半のため、在籍延長料10万円の加算が必須となります。

3年次編入学者（2年在学・スクーリング単位15単位・実習受講）の場合

最短2年間で受験資格取得・卒業するための総費用570,000円（実習免除者は390,000円）

	入学1年め	入学2年め
入学選考料	10,000円	—
入学金	30,000円	—
学 費	130,000円	130,000円
スクーリング受講料等（例：8単位／年分）	50,000円	40,000円
実習関連費（注）（実習免除者は不要）	95,000円	85,000円
合 計	315,000円	255,000円

※3年め（在籍延長）以降の学費は1年あたり10万円です。

※10月生で実習を受講する方は、最短でも2年半のため、在籍延長料10万円の加算が必須となります。

（注）実習関連費 180,000円＝実習費A 85,000円＋実習費B 75,000円＋実習指導A・Bスクーリング受講料 計20,000円

2 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する指定科目

ここでは、精神保健福祉士国家試験受験資格取得要件の一つとなっている指定科目の概要について、解説いたします。

【別表2】精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する指定科目（2012年度以降の入学者適用）

《凡例》

☆印：社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目と共通の科目。

*印：精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を示します。「医学一般」「福祉心理学」「福祉社会学」3科目中いずれか1科目の選択が可能。

▲印：2009年度以降に大学に（編）入学して、単位修得した場合、個別に認定される可能性があります。

厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目		3年次編入学者・初年度履修推奨科目	本学の科目名	配当年次	単位数	履修方法	S単位	大卒者旧カリキュラム認定可能性	
☆人体の構造と機能及び疾病 ☆心理学理論と心理的支援 の内1科目 ☆社会理論と社会システム (注1)			*医学一般	3科目中 1科目以上 選択(注1)	2年以上	2	R or SR	1	有
		◎	*福祉心理学		1年以上	2	R or SR	1	有
			*福祉社会学		1年以上	4	R or SR	2	有
☆現代社会と福祉		◎	*社会福祉原論 (職業指導を含む)	2年以上	4	R or SR	2	無	
☆地域福祉の理論と方法			*地域福祉論	2年以上	4	R or SR	2	有	
☆社会保障			*社会保障論	3年以上	4	R or SR	2	有	
☆低所得者に対する支援と生活保護制度			*公的扶助論	3年以上	2	R or SR	1	有	
☆福祉行財政と福祉計画			*福祉行財政と福祉計画	3年以上	2	R or SR	1	無▲	
☆保健医療サービス			*保健医療サービス論	3年以上	2	R or SR	1	無▲	
☆権利擁護と成年後見制度		◎	*福祉法学	2年以上	2	R or SR	1	無▲	
☆障害者に対する支援と障害者自立支援制度		◎	*障害者福祉論	1年以上	4	R or SR	2	有	
精神疾患とその治療		◎	精神医学	3年以上	4	R or SR	2	有	
精神保健の課題と支援		◎	精神保健学	2年以上	4	R or SR	1	有	
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）		◎	*精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	2年以上	2	R or SR	1	有	
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）		◎	精神保健福祉援助技術総論Ⅱ	2年以上	2	R or SR	1	有	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開		◎	精神保健福祉の理論	2年以上	2	R or SR	1	(注2)	
			精神科リハビリテーション学	3年以上	4	R or SR	2	有	
		◎	精神保健福祉援助技術各論	2年以上	2	R or SR	1	有	
精神保健福祉に関する制度とサービス		◎	精神保健福祉のサービス	2年以上	2	R or SR	1	(注2)	
		◎	精神保健福祉の制度	3年以上	2	R or SR	1	(注3)	
精神障害者の生活支援システム		◎	精神障害者の生活支援システム	2年以上	1	R	—	無	
精神保健福祉援助演習（基礎）		◎	*精神保健福祉援助演習A	2年以上	1	SR	1	無	
精神保健福祉援助演習（専門）		◎	精神保健福祉援助演習B	3年以上	2	SR	1	無	
			精神保健福祉援助演習C	4年	2	SR	(注4)	1	無
精神保健福祉援助実習指導	実習免除者は履修不要	◎	精神保健福祉援助実習指導A	3年以上	1	SR	1	実務経験免除有	
		精神保健福祉援助実習指導B	4年	1	SR	1			
精神保健福祉援助実習		◎	精神保健福祉援助実習A	3年以上	2	実習科目	—		
			精神保健福祉援助実習B	4年	2	実習科目	—		

- (注1) 「医学一般」「福祉心理学」「福祉社会学」の3科目中いずれか1科目選択でも、国家試験受験資格は取得できますが、国家試験は、演習・実習科目以外のすべての範囲から出題されるので、すべての指定科目を履修されることを推奨いたします。
- (注2) 本学通信教育部の「精神保健福祉論Ⅰ」および「精神保健福祉論Ⅱ」を2012年度以降に単位修得している場合のみ、「精神保健福祉の理論」および「精神保健福祉のサービス」を認定します。
- (注3) 本学の「精神保健福祉論Ⅲ」を2009年度以降に単位修得している場合のみ、「精神保健福祉の制度」を認定します。
- (注4) スクーリング受講必須科目「演習A・B・C」「実習指導A・B」(実習免除者は「演習A・B・C」)については、**仙台のみの開講**となります。
※その他の科目はスクーリング受講が必須ではありませんが、**卒業要件を満たすためのスクーリング単位修得は必要です**(1年次入学者：30単位以上、2年次編入学者：22単位以上、3年次編入学者：15単位以上)。⇒ p.28～31もご参照ください。

1) 指定科目の必要修得単位数 ～【別表2】(p.100) 参照～

最低限26科目62単位(最大28科目68単位：選択科目もすべて履修した場合)

※3年次編入学者は、最低限62単位の指定科目修得で、卒業と受験資格取得が可能です。

※1年次入学者・2年次編入学者は、卒業要件単位を満たすため、選択科目もすべて履修してください。

2) 指定科目履修上の特例

①入学前に精神保健福祉士に関する指定施設で相談援助の実務経験を1年以上有する方

「実習指導A・B」と「実習A・B」の6単位分が履修免除になります。

ただし、履修免除の6単位分は、卒業要件単位数に算入できませんので、卒業要件を別の科目で満たす必要があります。

②福祉系大学をすでに卒業の方で、在学中に精神保健福祉士国家試験受験資格の取得ができる指定科目の単位を修得している方

3年次編入で一括認定される62単位以外に、【別表2】の国家試験指定科目について既修得単位の個別認定ができる可能性があります。詳しくは p.114～115をご覧ください。

3 精神保健福祉援助実習

「精神保健福祉援助実習」受講者は、**在籍中に年度をまたいで必ず2回実習を行います**。詳細は下記の通りです。

1) 実習の概要

科目名	「精神保健福祉援助実習 A」	「精神保健福祉援助実習 B」
実習種別	福祉施設	医療機関
配当年次	3 年次	4 年次
実習期間	10 月 1 日～ 2 月 15 日	7 月 1 日～ 12 月 25 日
実習日数・時間の要件	15日間以上かつ120時間以上	12日間以上かつ90時間以上
巡回・帰校指導	実習期間中に週 1 回 (合計 3 回以上)	実習期間中に週 1 回 (合計 2 回以上)
実習可能地域	北海道 東北（青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島） 関東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川） 甲信越（新潟） ※上記地域は、学生の住所地とは関係ありません。	
実習先の決定	配属型（学生の希望も考慮しつつ、大学で指定）	
実習期間の決定	大学および実習先から指定された期間	
勤務先実習	可（法令で定められた種別の福祉施設・医療機関であること）	
実習期間の分割	可（原則 2 カ月以内に 7 日間＋ 8 日間等、2 分割まで）	不可
相談援助実習 (社会福祉士) 受講済者	実習期間：8 日間以上かつ 60 時間以上に短縮	特例なし

※「実習期間」は、実習当年度8月1日～次年度2月末までとし、上記の各実習時期を実習実施推奨期間とします。

2) 実習先として認められる施設・機関

p.104に記載した法令で定められた種別の福祉施設・医療機関であることが必要です。さらに2015年4月以降は、実習先の実習指導者が「精神保健福祉士の資格取得後^{*}3年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ実習指導者講習会を修了した者」という要件が課されています。

そのため、要件を満たす指導者がいない実習機関については、実習受入契約先であっても実習先として認められない場合があることを、予めご了承ください。

※資格取得後とは、精神保健福祉士登録証の登録年月日以降を指します。

3) 実習期間中の巡回指導・帰校指導（指導料は実習費に含む）

実習期間中は、週1回の間隔で本学教員から巡回・帰校いずれかの指導があります。

①巡回指導：実習日の実習時間中に実習先にて行います。

②帰校指導：実習日を外した土日などに、大学で設定した会場で行います。

※巡回か帰校の形式については、大学が調整し、学生に通知します。

なお、帰校指導の会場については、可能な限り学生の住居地の地域内（主要な駅の周辺など、交通の拠点）で行うことを前提としていますが、調整の結果によっては、この限りではないことを、予めご了承ください。

4) 特別に許可を得て行うことが可能な実習の実施形態

①勤務先の実習

勤務先での実習につきましては、所属長の了解をとり休暇扱いであること、その他精神保健福祉援助実習指導担当教員および通信教育部実習係との十分な事前相談と学内実習審査会での許可を得たうえで「精神保健福祉援助実習」にふさわしい内容が必要となります。

②分割実習

精神保健福祉援助実習指導担当教員および通信教育部実習係との十分な事前相談と学内実習審査会での許可を得たうえで、「精保実習A」（福祉施設実習）のみ、原則2カ月以内に7日間と8日間等、分割的（2分割まで）に行う実習を許可する場合があります。

③新カリキュラム「相談援助実習」受講済の方への特例

2009年度のカリキュラム改定以降に社会福祉士国家試験受験資格取得のための「相談援助実習」を受講した方は、「精保実習A」（福祉施設実習）の実習時間が60時間（8日間）となります（この場合の実習Aの実習費は60,000円に減額されます）。

【注】3年次編入学者で入学初年度に実習受講希望の方へ

＜4月生＞

最短修業年限（2年）で卒業を目指す方は、ご入学後に機関誌『With』巻末の様式にて4月30日までに「精保演習A」スクーリングの受講申込みを行い、5月末までに【条件1】「精保演習A」スクーリング受講条件を必ず達成してください（p.107参照）。

＜10月生＞

入学後最短（1年後の10月～）の「精保実習A」の受講を希望される方で、入学初年度の12月または1月に「精保演習A」スクーリングの受講を希望する方は、同年度の11 / 30までに受講条件を満たす必要があるため、早めにごお願いいただくことをお奨めいたします。

なお、入学1年めの4月末までに「精保演習A」スクーリングを申込み、6月または7月の受講でも、最短修業年限（2年半）での国家試験受験資格取得は可能です。

実習先として認められる施設・事業の種別

医療関係施設 「精神保健福祉援助実習A」 対象施設としては不可	精神科病院
	病院（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）
	診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）
行政関係機関・施設	保健所
	市町村保健センター
	市区町村（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る）
	精神保健福祉センター
	法務省設置法及び更生保護事業法
障害者関係施設（障害者総合支援法）	保護観察所（精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る）
	更生保護施設（精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る）
	生活介護を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	就労移行支援を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	就労継続支援を行う施設（A型、B型）（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	共同生活援助を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	短期入所を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	重度障害者等包括支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	一般相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	特定相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	地域活動支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	障害者支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	福祉ホーム（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
児童福祉法	児童相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	母子生活支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	児童家庭支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	児童自立支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	情緒障害児短期治療施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	児童養護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	福祉型障害児入所施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る）を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	乳児院（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
生活保護法	救護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	更生施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
社会福祉法	福祉事務所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	地域障害者職業センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	障害者就業・生活支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
発達障害者支援法	発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
ホームレス自立支援事業を実施する施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	

4 精神保健福祉士国家試験受験資格を得るための受講スケジュール

スクーリング受講が必須の「演習」・「実習指導」科目、および「実習」科目は、受講条件を満たすことでスクーリング(大学)、および実習(現場)を受講することができます。

本項を参考にして、計画的に学習を進める必要があることをイメージしてください。

1) 「演習」・「実習指導」・「実習」科目 受講の流れ

1 年次入学者・2 年次編入学者：

実習の前年度までに、「精神保健福祉援助演習 A」の受講および卒業要件40単位の修得を必ず行ってください。

3 年次編入学者【4 月生】

実習受講者		
時 期	受講申込・達成条件・受講	科 目 名
(※1)	受講申込	精保実習 A
4 月 1 日	3 年次 (入学 1 年め)	
4 月 30 日	受講申込	精保演習 A 精保演習 B-1 + 精保実習指導 A-1
5 月 31 日	【条件 1】 達成	精保演習 A
6 月 30 日	【条件 2】 達成	精保演習 B-1 + 精保実習指導 A-1
6 月 or 7 月	受講	精保演習 A 精保実習 A 選考試験 (※2)
8 月 or 9 月	受講	精保演習 B-1 + 精保実習指導 A-1
10 月 1 日～2 月 15 日 (うち 15 日間かつ 120 時間) 精保実習 A (福祉施設) 受講		
10 月 31 日	受講申込	精保演習 B-2 + 精保実習指導 A-2 精保実習 B
	【条件 3】 達成	精保実習 B
2 月末日	受講申込	精保演習 C-1 + 精保実習指導 B-1
1 月 or 3 月	受講	精保演習 B-2 + 精保実習指導 A-2 精保実習 B 選考試験 (※3)
3 月 31 日	【条件 4】 達成	精保実習 B
4 月 1 日	4 年次 (入学 2 年め)	
4 月 30 日	【条件 5】 達成	精保演習 C-1 + 精保実習指導 B-1
5 月 31 日	【条件 6】 達成	精保実習 B
5 月 or 6 月	受講	精保演習 C-1 + 精保実習指導 B-1
7 月 1 日～12 月 25 日 (うち 12 日間かつ 90 時間) 精保実習 B (医療機関) 受講		
10 月 31 日	受講申込	精保演習 C-2 + 精保実習指導 B-2
12 月 or 2 月	受講	精保演習 C-2 + 精保実習指導 B-2
1 月下旬 国家試験受験		
3 月末 卒業		

実習免除者		
時 期	受講申込・達成条件・受講	科 目 名
4 月 1 日	3 年次 (入学 1 年め)	
4 月 30 日	受講申込	精保演習 A
5 月 31 日	【条件 1】 達成	精保演習 A
6 月 or 7 月	受講	精保演習 A
11 月 30 日	受講申込	精保演習 B (実習免除者用)
	【条件 7】 達成	精保演習 B (実習免除者用)
2 月末日	受講申込	精保演習 C (実習免除者用)
2 月	受講	精保演習 B (実習免除者用)
4 月 1 日	4 年次 (入学 2 年め)	
4 月 30 日	【条件 8】 達成	精保演習 C (実習免除者用)
5 月	受講	精保演習 C (実習免除者用)
1 月下旬 国家試験受験		
3 月末 卒業		

※1 1 年次入学者・2 年次編入学者：実習前年度の 11 月末日。

3 年次編入学者：入学出願時、または実習前年度の 11 月末日。

※2 「精保実習 A 選考試験」は、「精保演習 A」とセット開催。

※3 「精保実習 B 選考試験」は、「精保演習 B-2・精保実習指導 A-2」とセット開催。

3 年次編入学者【10月生】

実習受講者		
時 期	受講申込・達成条件・受講	科 目 名
(※1)	受講申込	精保実習 A
10月1日	3 年次（入学1 年め）	
11月30日	受講申込 【条件1】 達成	精保演習 A (※2) 精保演習 A (11/30申込)
12月 or 1 月	受講	精保演習 A (11/30申込) 精保実習 A 選考試験 (※3)
4 月30日	受講申込	精保演習 A (※2) 精保演習 B-1 + 精保実習指導 A-1
5 月31日	【条件1】 達成	精保演習 A (4/30申込)
6 月30日	【条件2】 達成	精保演習 B-1 + 精保実習指導 A-1
6 月 or 7 月	受講	精保演習 A (4/30申込) 精保実習 A 選考試験 (※3)
8 月 or 9 月	受講	精保演習 B-1 + 精保実習指導 A-1
10月1日	4 年次（入学2 年め）	
10月1日～2月15日（うち15日間かつ120時間）精保実習 A（福祉施設）受講		
10月31日	受講申込	精保演習 B-2 + 精保実習指導 A-2 精保実習 B
	【条件3】 達成	精保実習 B
2 月末日	受講申込	精保演習 C-1 + 精保実習指導 B-1
1 月 or 3 月	受講	精保演習 B-2 + 精保実習指導 A-2 精保実習 B 選考試験 (※4)
3 月31日	【条件4】 達成	精保実習 B
4 月30日	【条件5】 達成	精保演習 C-1 + 精保実習指導 B-1
5 月31日	【条件6】 達成	精保実習 B
5 月 or 6 月	受講	精保演習 C-1 + 精保実習指導 B-1
7 月1日～12月25日（うち12日間かつ90時間）精保実習 B（医療機関）受講		
10月1日	5 年次（入学3 年め：在籍期間延長）	
10月31日	受講申込	精保演習 C-2 + 精保実習指導 B-2
12 月 or 2 月	受講	精保演習 C-2 + 精保実習指導 B-2
1 月下旬 国家試験受験		
3 月末 卒業		

実習免除者		
時 期	受講申込・達成条件・受講	科 目 名
10月1日	3 年次（入学1 年め）	
11月30日	受講申込 【条件1】 達成	精保演習 A (※2) 精保演習 A (11/30申込)
12月 or 1 月	受講	精保演習 A (11/30申込)
4 月30日	受講申込	精保演習 A (※2)
5 月31日	【条件1】 達成	精保演習 A (4/30申込)
6 月 or 7 月	受講	精保演習 A (4/30申込)
10月1日	4 年次（入学2 年め）	
11月30日	受講申込 【条件7】 達成	精保演習 B（実習免除者用） 精保演習 B（実習免除者用）
2 月末日	受講申込	精保演習 C（実習免除者用）
2 月	受講	精保演習 B（実習免除者用）
4 月30日	【条件8】 達成	精保演習 C（実習免除者用）
5 月	受講	精保演習 C（実習免除者用）
9 月末 卒業		
1 月下旬 国家試験受験		

※1 1 年次入学者・2 年次編入学者：実習前年度の11月末日。

3 年次編入学者：入学出願時、または実習前年度の11月末日。

※2 3 年次編入学の10月生は、11/30または4/30申込みのいずれかを受講すること。

※3 「精保実習 A 選考試験」は、「精保演習 A」とセット開講。

※4 「精保実習 B 選考試験」は、「精保演習 B-2・精保実習指導 A-2」とセット開講。

2) 「演習」・「実習指導」・「実習」科目 受講条件

実習受講者・実習免除者共通

【条件1】「精神保健福祉援助演習A」スクーリング受講条件

(受講条件達成期日：5月末または11月末)

- ① 「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」のすべてのレポート提出。
- ② 「精保演習A」1単位めレポートの提出。

実習受講者

【条件2】「精神保健福祉援助演習B－1＋実習指導A－1」スクーリング受講条件

(受講条件達成期日：6月末) ※精保実習A事前指導

- ① 「精神保健福祉の理論」のすべてのレポート提出。
- ② 「精保演習B」1単位めレポートの提出。

【条件3】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅰ

(受講条件達成期日：10月末)

- ① 「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉の理論」「精保演習A」の3科目の単位修得。
- ② 「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」の3科目すべてのレポート提出。

【条件4】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅱ

(受講条件達成期日：3月末)

- ① 「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」の3科目の単位修得。
- ② 「福祉心理学※」「社会福祉原論(職業指導を含む)」「福祉法学」「精神医学」「精神保健学」「精神保健福祉の制度」「精神障害者の生活支援システム」の7科目中4科目すべてのレポート提出(※「福祉社会学」または「医学一般」でも可)。
- ③ 「精神保健福祉援助演習B－2＋実習指導A－2」(精保実習A事後指導)スクーリングの合格(＝「精保実習B選考試験」の合格)。
- ④ 卒業要件単位数80単位を修得していること(入学時の一括認定単位を含む)。

【条件5】「精神保健福祉援助演習C－1＋実習指導B－1」スクーリング受講条件

(受講条件達成期日：4月末) ※精保実習B事前指導

- ① 「精保演習C」1単位めレポートの提出。

【条件6】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅲ

(受講条件達成期日：5月末)

- ① 「精保演習B」「精保実習指導A」「精保実習A」の3科目の単位修得。
- ② 「公的扶助論」「地域福祉論」「精神科リハビリテーション学」の3科目すべてのレポート提出。

実習免除者

【条件7】「精神保健福祉援助演習B(実習免除者用)」スクーリング受講条件

(受講条件達成期日：11月末) ※年1回のみ開講

- ① 「精保演習A」を受講済み、または受講見込(当年度12月の受講)であること。
- ② 「精神保健福祉の理論」「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」の4科目すべてのレポート提出(入学1年めの方は4科目中2科目すべてのレポート提出でも可)。
- ③ 「精保演習B」1単位めレポートの提出。

【条件8】「精神保健福祉援助演習C(実習免除者用)」スクーリング受講条件

(受講条件達成期日：4月末) ※年1回のみ開講

- ① 「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉の理論」「精保演習A」「精保演習B」の4科目の単位修得。
- ② 「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」「精神保健学」「精神保健福祉の制度」「精神障害者の生活支援システム」の6科目のうち3科目の単位修得。残り3科目すべてのレポート提出。
- ③ 「福祉心理学※」「社会福祉原論(職業指導を含む)」「福祉法学」「精神医学」の4科目すべてのレポート提出(※「福祉社会学」または「医学一般」でも可)。
- ④ 「精保演習C」1単位めレポートの提出。
- ⑤ 卒業要件単位数80単位を修得していること(入学時の一括認定単位を含む)。

(注) 各演習・実習指導スクーリング受講に伴う課題等の提出期限は、学費納入後に送付される副教材『試験・スクーリング情報ブック』1部をご参照ください。

3) 「演習」・「実習指導」・「実習」受講条件を満たすための学習計画表

【実習受講者】～3年次編入学・4月生の場合～

履修年次	【条件】 達成期日	受講条件達成の要件
実習 A (3年次以上)	【条件1】 5月末	精保総論Ⅰ 精保演習 A ※1・2年次(編)入学者は実習前年度までに達成が必要。 3年次編入学の10月生も含め11月末申込・条件達成も受講可。
	【条件2】 6月末	精保の理論 精保演習 B
	【条件3】 10月末	精保総論Ⅰ 精保の理論 精保演習 A ※単位修得要件の科目を履修方法「R」で達成するには9月までの科目修了試験を受験し合格することが必要。 精保総論Ⅱ 精保各論 精保サービス
	【条件4】 3月末	精保総論Ⅱ 精保各論 精保サービス 福祉心理学 社福原論 福祉法学 精神医学 精神保健学 精保の制度 システム 【卒80単位】 ※レポート提出要件は上記7科目中4科目の提出が必要。 「福祉心理学」は「福祉社会学」または「医学一般」でも可。
実習 B (4年次)	【条件5】 4月末	精保演習 C
	【条件6】 5月末	精保演習 B 精保実指 A 精保実習 A 公的扶助論 地域福祉論 精神科リハ

【実習免除者】～3年次編入学・4月生の場合～

履修年次	【条件】 達成期日	受講条件達成の要件
3年次以上	【条件1】 5月末	精保総論Ⅰ 精保演習 A ※1・2年次(編)入学者は、2年次から履修が可。 3年次編入学の4月生・10月生ともに、11月末申込も可 (「精保演習 B」スクーリングとの同時申込も可)。
	【条件7】 11月末	精保の理論 精保総論Ⅱ 精保各論 精保サービス ※入学1年めの方は、上記4科目中2科目すべてのレポート提出で可(ただし、4科目すべての提出を推奨します)。 精保演習 B ※その他、「演習 A」スクーリングを受講済みであることが要件となります。
4年次	【条件8】 4月末	精保総論Ⅰ 精保の理論 精保演習 A 精保演習 B ※上記4科目は、単位修得が必須要件。 精保総論Ⅱ 精保各論 精保サービス 精神保健学 精保の制度 システム ※上記6科目は、3科目が単位修得要件、残り3科目がレポート提出要件(上記は一例です)。 福祉心理学 社福原論 福祉法学 精神医学 精保演習 C 【卒80単位】 ※「福祉心理学」は、「福祉社会学」または「医学一般」でも可。

＜凡例＞ 精保総論Ⅰ レポートの「提出」が要件。演習は、1単位めのみ。

精保の理論 科目の「単位修得」が要件。

【 3 】 枠内の数字以上の「卒業要件単位の修得」が要件
(編入学時に一括認定された単位、および入学時に個別認定された単位を含む)。

5 スタートアップガイダンス

「スタートアップガイダンス」は、精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者向けに行う、卒業までの流れについて説明するガイダンスで、参加は自由です。

入学時期に合わせて開催されますので、学習計画などにお役立てください。

《内容》

1. 精神保健福祉の基礎知識等について解説
2. 入学～国家試験受験～卒業までの流れについて
3. 演習・実習指導・実習受講の流れについて
4. 履修方法・レポート学習・実習課題について
5. 実習にあたっての諸注意

《開催時期》 ※学習開始にあたって少しでもご不安な方は、是非ご参加ください。

① 4月開講の精保関連科目スクーリング時他（主に4月生対象）

② 10～12月開講の精保関連科目スクーリング時（主に10月生対象）

※開催日・スクーリングについては、ご入学後に配付される機関誌『With』をご確認ください。

6 精神保健福祉士指定科目・2017年度スクーリング開講予定一覧(2017年4月～2018年3月)

【精神保健福祉士指定科目 共通科目】

～ 3年次編入学者・初年度に受講可能な科目 ～

科目名	開講予定日	開講予定地
福祉心理学	5/20・21	仙台
	6/3・4	東京（VTR）
	6/24・25	新潟（VTR）
	11/25・26	札幌（VTR）
	2/3・4	仙台（VTR）
	2/17・18	盛岡（VTR）
	オンデマンド	
社会福祉原論 （職業指導を含む）	8/11～13	仙台
	8/18～20	新潟（VTR）
	10/7～9	札幌
	11/3～5	東京
	1/6～8	盛岡（VTR）
	オンデマンド	
福祉法学	6/10・11	仙台
	7/15・16	新潟（VTR）
	10/28・29	東京
	オンデマンド	
障害者福祉論	8/19～21	仙台
	9/9～11	新潟
	9/16～18	東京
	2/10～12	仙台
	オンデマンド	

【精神保健福祉士指定科目 専門科目】

～ 3年次編入学者・初年度に受講可能な科目 ～

科目名	開講予定日	開講予定地
精神保健福祉の理論	4/15・16	仙台
	オンデマンド	
精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	4/22・23	仙台
精神医学	5/26～28	仙台
精神保健福祉のサービス	7/1・2	仙台
	オンデマンド	
精神保健福祉援助技術総論Ⅱ	7/22・23	仙台
精神保健福祉援助技術各論	9/23・24	仙台
精神保健福祉の制度	11/11・12	仙台
	オンデマンド	
精神保健学	12/16・17	仙台
精神保健福祉援助演習 A	6/17・18	仙台
	7/8・9	
	12/9・10	
	1/20・21	
精保演習 B (B-1) + 精保実習指導 A (A-1)《精保実習 A 事前指導》	8/5・6	仙台
	8/19・20	
精保演習 B (B-2) + 精保実習指導 A (A-2)《精保実習 A 事後指導》	1/20・21	仙台
	3/10・11	
精神保健福祉援助演習 B （実習免除者用）	2/3・4	仙台

※上記スクーリング日程は、都合により変更する場合があります。

詳しくは、入学後に配付される『試験・スクーリング情報ブック』にてご確認ください。

様式13 「入学前・精神保健福祉援助実習A希望届」記入上の注意

- 1 下記の例を参考に、該当する箇所に○をつけ、必要事項を記入してください。
- 2 勤務先欄は現職のある方は現職を、現職ではない方は最も長い勤務先を記載してください。
- 3 写真は証明写真のみとし、スナップ等の写真は不可とさせていただきます。
- 4 希望実習先は、p.104「実習先として認められる施設・事業の種別」を参考に、希望する実習地域にある施設を探して記入してください(本学との実習受入契約の有無は問いません)。あるいは、本学ホームページに公開されている実習受入契約施設(福祉施設)の中から探して記入していただいても結構です。
- 5 希望実習先の実習受入や、精神保健福祉士の配置の有無などについて、実習先への直接の問合せは、ご遠慮ください。
- 6 本人または家族等が利用している、あるいは利用していた施設かどうかについて、該当する場合は、「希望先との関係」に必ず明記してください。

様式13 (3年次編入学 希望者のみ提出)

入学前・精神保健福祉援助実習A希望届

推奨出願締切	4月生	2017年3月10日（3期出願期間）
	10月生	2017年10月15日（6期出願期間）

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

私は精神保健福祉士として精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に携わる意志を強く持っており、4月生は入学初年度（10月生は入学翌年度）に「精神保健福祉援助実習A」の受講を希望しているため、東北福祉大学通信教育部に入学を希望するとともに、「入学前・精神保健福祉援助実習A希望届」を提出いたします。

※選択する箇所は当てはまる数字に○をつけてください。

作成日：西暦2017年 1 月 31 日

フリガナ	ふくひ たろう		印	性 別		必ず写真を貼付 (のりづけ・出願 日前 3 カ月以内 に正面・上半身・ 脱帽のもの・縦 4 × 横 3 ㎝・裏 面に記名)
氏 名	福祉 太郎			男 ・ 女		
生年月日	西暦 1972 年 9 月 9 日 (44 歳)					
現 住 所	〒0000 - 0000 宮城 都・道・府・(県) 仙台 (市) ・区・部					
	青葉区国見 1-8-1					
動 住 先	TEL : (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 / FAX : (〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇)					
	E-mail : ΔΔΔΔ @ ΔΔ.ac.jp					
	携帯 : 〇〇〇 〇〇〇 - 〇〇〇〇					
動 務 先	① 現職 ・ 2 過去の勤務先 (名称のみでも可) ・ 3 職歴なし					
	名称 : 〇△物産仙台支社					
	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 宮城県仙台市太白区〇〇〇3-4 TEL : 〇〇〇 〇〇〇 - 〇〇〇〇					
精神保健福祉・医療 関係での勤務経験	勤務期間 西暦 1995 年 4 月 ~ (現在に至る) or 西暦 年 月					
	有 ・ (無) 上記以外の場合の 勤務先名					
現住所付以外での地域での実習を希望される場合は下記にご記入ください						
実習希望 地 域	都道府県 市・区・郡 区町村 近辺					
	希望地域における実習が受入調整の結果不可となった場合、他の地域での実習が可能ですか					
	① 可能 (下記に具体的な地域をご記入ください) ・ 2 不可能					
岩手県〇〇郡 近辺						
社会福祉実 習技術実習 の 受 講	① 受講しない					
	② 受講した ③ 受講予定 西暦 () 年 () 月頃 ※2009年次以降の新カリキュラムに における「相談援助実習」であるこ と。					
障害配慮等 の特記事項	① 特になし					
	② あり → 下欄に具体的内容をご記入ください。					
実習先に開示 (可 ・ 不可) ←必ずいずれかに○をつける						

(裏面に続く)

【記入上の注意】

- 1 希望実習先の種別は募集要項 p.104の「実習先として認められる施設・事業の種別」のうち「医療関係施設」を除きます。
- 2 「障害者関係施設（障害者総合支援法）」に規定される施設は身体・知的・精神障害のうち主たる利用者が精神障害者かつ利用実態（実際の利用の割合）も精神障害者が6割以上である必要があります。
- 3 実習指導者は精神保健福祉士が配置されている施設に限りります。
- 4 希望先は分かる範囲で記入してください。希望先がない施設の場合には「遠慮ください」。
- 5 本実習希望欄におくまでもて配属実習（大学が実習先を指定する形態の実習）の参考資料として使用いたします。

希望実習先 推 設		① あり ・ ② 特になし ※「1 あり」の場合は、わかる範囲で第3希望まで下記にご記入ください。	
第1希望	希望実習先名称	就労自立支援センター〇〇〇	
	法人名（設置主体）	NP〇法人〇〇会	種別 就労移行支援・自立訓練
	所在地：〒〇〇〇-〇〇〇〇	宮城県仙台市泉区〇〇6-2 TEL：(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	希望する理由：	就労移行の支援について学びたいため	
希望先との関係：	特になし		
第2希望	希望実習先名称	〇〇〇サポートセンター	
	法人名（設置主体）	社会福祉法人〇〇会	種別 相談支援事業
	所在地：〒〇〇〇-〇〇〇〇	宮城県仙台市青葉区〇〇7-1 TEL：(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	希望する理由：	相談支援事業におけるPSWの役割について学びたい	
希望先との関係：	特になし		
第3希望	希望実習先名称	地域活動支援センター〇〇	
	法人名（設置主体）	社会福祉法人〇〇	種別 地域活動支援センター
	所在地：〒〇〇〇-〇〇〇〇	宮城県仙台市青葉区〇〇8-7 TEL：(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	希望する理由：	日常生活支援ならびに相談支援業務について学びたいため	
希望先との関係：	特になし		

◆実習Aの受講が難しい時期（実習期間）
4月生：2017年10月1日～2018年2月15日
10月生：2018年10月1日～2019年2月15日

実習受講が難しい時期	1 情にない・☒あり(下記に具体的に記載) 例: ①10月上旬～11月中旬は難しい ②11月下旬～12月中旬の間で2分割を希望 10月上旬～11月中旬は不可
理 由	仕事の繁忙期にあたるため

(注) 本用紙を通じて得られた個人情報は「精神保健福祉援助実習 A・B」の実習先調整、および入学後の学習指導・実習指導等にのみ使用いたします。

精神保健福祉援助実習の免除について

1 入学前に相談援助の実務経験を1年以上有する方の実習履修免除について

「2 精神保健福祉援助実習の免除対象となる実務経験コード番号表」に記載された施設(p.111～113)において、入学前までに(4月生3月31日、10月生9月30日時点)1年以上の「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っている方は、実習科目(「精神保健福祉援助実習指導A・B」「精神保健福祉援助実習A・B」の4科目6単位)が履修免除になる可能性があります。

該当する方は、ご出願の際に下記の様式をご提出ください。

様式10 「精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者出願時の誓約書」

様式11 「実務経験申告書」

様式12 「実務経験証明書」

(注) ご出願いただいた実習免除に関する記載内容について、入学後にその内容が事実と反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合は、本学ではその責任は負えませんので、予めご了承ください。

2 精神保健福祉援助実習の免除対象となる実務経験コード番号表

次の施設・事業において、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方は、精神保健福祉士国家試験受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

1) 様式11 「実務経験申告書」および 様式12 「実務経験証明書」の「施設(事業)等種類」、「職種名」および「コード」欄の記入にあたって

次の表のうち、該当する「施設(事業)等種類」、「職種名」および「コード」を記入してください。

2) 様式12 「実務経験証明書」の「職種名」欄の記入について

職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

施設(事業)等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種の例・職種コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
精神科病院		01	- 精神科ソーシャルワーカー [01] - 医療ソーシャルワーカー [02]
精神保健福祉センター		02	- 精神保健福祉相談員 [01] - 社会福祉士 [02] - 精神科ソーシャルワーカー [03] - 心理判定員 [04]
児童福祉法			
障害児通所支援事業を行う施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	03	専任で相談援助業務に従事する職員 [99]
	放課後等 デイサービス	04	
乳児院		05	- 児童指導員 [01] - 保育士 [02]
児童養護施設		06	
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)		07	
情緒障害児短期治療施設		08	

施設（事業）等種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	施設 コード	職種の例・職種コード
児童相談所	09	・児童福祉司 [01] ・受付相談員 [02] ・相談員 [03] ・電話相談員 [04] ・児童心理司 [05] ・児童指導員 [06] ・保育士 [07]
母子生活支援施設	10	・母子支援員 [01] ・少年を指導する職員 [99]
障害児相談支援事業を行う施設	11	・相談支援専門員 [01]
児童自立支援施設	12	・児童自立支援専門員 [01] ・児童生活支援員 [02]
児童家庭支援センター	13	・職員 [99]
地域保健法		
保健所	14	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [02]
市町村保健センター	15	・精神科ソーシャルワーカー [03] ・心理判定員 [04]
医療法		
病院 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る）	16	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [02]
診療所 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る）	17	
生活保護法		
救護施設	18	・生活指導員 [01]
更生施設	19	
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	20	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [02] ・精神科ソーシャルワーカー [03] ・心理判定員 [04]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	21	
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	22	
社会福祉法		
福祉事務所	23	・査察指導員 [01] ・身体障害者福祉司 [02] ・知的障害者福祉司 [03] ・老人福祉指導主事 [04] ・現業員 [05] ・家庭児童福祉主事 [06] ・専任の家庭相談員 [07] ・面接員に相当する職員 [08] ・婦人相談員 [09] ・母子自立支援員 [10]
市町村社会福祉協議会	24	・福祉活動専門員 [01]
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	25	・知的障害者福祉司 [01] ・心理判定員 [02] ・職能判定員 [03] ・ケース・ワーカー [04]

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種の例・職種コード
法務省設置法			
保護観察所		26	・社会復帰調整官 [01] ・保護観察官 [02]
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター		27	・障害者職業カウンセラー [01]
地域障害者職業センター		28	・障害者職業カウンセラー [01] ・職場適応援助者 [02]
障害者就業・生活支援センター		29	・主任就業支援担当者 [01] ・就業支援担当者 [02] ・生活支援担当職員 [03]
更生保護事業法			
更生保護施設		30	・補導主任 [01] ・補導員 [02]
発達障害者支援法			
発達障害者支援センター		31	・相談支援を担当する職員 [01] ・就労支援を担当する職員 [02]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)			
障害福祉サービス事業	生活介護	32	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [02] ・サービス管理責任者 [03]
	自立訓練	33	
	就労移行支援	34	
	就労継続支援	35	
	短期入所	36	・専任で相談援助業務に従事する職員 [99]
	重度障害者等 包括支援	37	
	共同生活援助 (共同生活介護 であった期間を 含む)	38	
一般相談支援事業を行う施設（相談支援事業を行 う施設であった期間を含む）		39	・相談支援専門員 [01]
特定相談支援事業を行う施設（相談支援事業を行 う施設であった期間を含む）		40	
障害者支援施設		41	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [02] ・サービス管理責任者 [03]
地域活動支援センター		42	・指導員 [01]
福祉ホーム		43	・管理人 [01]
改正前の法律			
精神障害者地域生活援助事業を行う施設		44	・世話人 [01]
精神障害者社会復帰施設		45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [02]
知的障害者援護施設		46	・生活支援員 [01]
児童デイサービス		47	・専任で相談援助業務に従事する職員 [99]
指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設			
精神障害者地域生活支援センター		48	・精神障害者社会復帰指導員 [01]
精神障害者地域移行支援特別対策事業		49	・地域体制整備コーディネーター [01] ・地域移行推進員 [02]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設		50	・スクールソーシャルワーカー [01]
ホームレス自立支援事業を実施する施設		51	・生活相談指導員 [01]

社会福祉士・精神保健福祉士指定科目 既修得単位の個別認定

1 個別単位認定とその対象者・対象科目

個別単位認定とは、過去に四年制大学を卒業し、社会福祉士または精神保健福祉士の国家試験受験資格取得のため本学社会福祉学科に正科生として入学した方に、出身大学で単位修得した社会福祉士または精神保健福祉士の指定科目のうち、本学で開設されている同じ科目より多い単位数のものについて、本学入学時の申請（任意）に基づき、個別に単位認定を行う制度です。

【対象者】 出身大学にて社会福祉士または精神保健福祉士の国家試験受験資格が取得できる学科・コースに入学しており、対象となる指定科目を修得して卒業した方のみです。卒業年度によっては、認定の対象外となる場合がありますので、予め出身大学にてご確認ください。

【対象科目】

1) 社会福祉士科目：p.73の表の右側に「認定可能性」が「有」と記載の科目。

【旧カリキュラム】2008年度までに入学し、卒業している方。

【新カリキュラム】2009年度以降に入学し、卒業している方。

2) 精神保健福祉士科目：p.100の表の右側に「認定可能性」が「有」と記載の科目。

【旧カリキュラム】2008年度までに入学し、卒業している方。

2009年度以降に入学し、卒業している方は、演習・実習指導・実習科目以外の科目で認定の可能性あります。

(注) 短期大学および専門学校で修得した単位は、認定の対象外です。

2 個別単位認定の流れ

《手 順》	《内 容》
①個別単位認定の希望連絡（書面） ・FAX 022-233-2212 ・Mail tsukyo@tfu-mail.tfu.ac.jp ・本学通信教育部あて郵送のいずれかで申し込む。	左記の方法で、①個別単位認定希望の旨、②住所、③氏名、④電話番号、⑤出身大学をご連絡ください。必要書類を送付します。 ※入学説明会などでも希望者へ配付します。
②出願書類の提出 ※各証明書は厳封のこと ※「入学志願書[B]」の問7「個別単位認定希望欄」に ☒ を入れる。	他の出願書類と同封して「社会福祉士（精神保健福祉士）指定科目履修証明書」を提出してください。 ※各指定科目履修証明書は、国家試験受験用の書式であれば出身校の様式でもかまいません。 ※本学（通学課程）の卒業者は、教務部教務課より「社会福祉士（精神保健福祉士）指定科目履修証明書」をお取り寄せください。
③個別単位認定（可能）科目の連絡	選考結果の通知に「既修得単位認定申請表」を同封します。認定が可能な科目をご確認ください。 ※手順⑤の「履修状況票」が届いてから履修登録をしてください。
④個別単位認定の申請	認定が可能な科目のうち、認定を希望する科目のみ認定希望欄に○印を付け、本大学通信教育部へ返送してください。
⑤個別単位認定結果の通知	認定科目を記載した「履修状況票」を送付します。 ※出身大学の課程にあわせてスクーリング単位も設定されます。

3 個別単位認定手数料 10,000円

上記の手順⑤の際に、別便で納入依頼書を送付しますので、コンビニエンスストアより納入してください。

4 個別単位認定の注意事項

- 1) 提出された証明書は、個別単位認定の際に出身校へ内容照会を行う場合があります。
- 2) 個別単位認定された科目は、履修登録できません(教科書の配本、スクーリング受講などはできません)。
- 3) 本学で学習を希望する科目は、「2. 個別単位認定の流れ」の「手順④個別単位認定の申請」時に認定科目として希望しないでください。
- 4) 出願書類提出後の個別単位認定申請はできません。申請は出願時に行ってください。
- 5) 個別単位認定の相談・申請は、出身大学の卒業後にお願いします(卒業見込みでの相談・申請はできません)。
- 6) 以前、本学通信教育部に在籍していた場合で、「入学志願書[A]」に旧学籍番号を記載された方は、個別単位認定の申請は不要です。再入学される学科のカリキュラムにあわせて自動的に単位認定され、認定の有無について希望することはできません。

社会福祉士国家試験受験資格と精神保健福祉士国家試験受験資格の両方を取得希望の方へ

下記のようにご案内はしておりますが、「社会福祉士国家試験受験資格」を得て国家試験受験・卒業し、その後「精神保健福祉士国家試験受験資格」取得希望として、3年次に再入学することを推奨いたします（再入学後の最短修業年限は2年間です）。

ご入学後は履修登録係、社福・精保実習係と綿密に学習相談を行ってください。

【社福・精保W取得パターン】

①「社会福祉援助技術実習」・「精神保健福祉援助実習」両方受講の方

《最短修業年限》

3年次編入学：3年間以上→最低限必要な超過履修費：90,000円以上（18単位分）

2年次編入学：4年間以上

1年次入学：5年間以上

※10月生はさらに半年間の在籍が必要です。

②「社会福祉援助技術実習」免除・「精神保健福祉援助実習」受講の方

《最短修業年限》

3年次編入学：2年間以上→最低限必要な超過履修費：55,000円以上（11単位分）

2年次編入学：3年間以上

1年次入学：4年間以上

※10月生はさらに半年間の在籍が必要です。

③「社会福祉援助技術実習」受講・「精神保健福祉援助実習」免除の方

《最短修業年限》

3年次編入学：2年間以上→最低限必要な超過履修費：60,000円以上（12単位分）

2年次編入学：3年間以上

1年次入学：4年間以上

④「社会福祉援助技術実習」免除・「精神保健福祉援助実習」免除の方

《最短修業年限》

3年次編入学：2年間以上→最低限必要な超過履修費：25,000円以上（5単位分）

2年次編入学：3年間以上

1年次入学：4年間以上

各種任用資格 取得希望の方へ

社会福祉主事任用資格^(注)、児童指導員任用資格、知的障害者福祉司任用資格は、本学を卒業することで取得できます。

また、**心理判定員（児童心理司）任用資格**は、福祉心理学科を卒業することで取得できます。

なお、児童福祉司任用資格は、本学を卒業後厚生労働省の定める施設にて1年間の実務経験後取得が可能です。そのため、本学にて証明書は発行できませんのでご注意ください。

(注) 福祉心理学科に入学した場合、社会福祉主事任用資格取得のためには、指定科目の中から3科目以上の単位修得が必要となります。

参考

■任用資格とは

公務員などの採用試験に合格し、専門職として配置されていかすことのできる資格です。福祉医療関係の施設・病院への就職に際し、資格要件として求められる場合もあります。

■社会福祉主事とは

都道府県、市町村の福祉事務所などに配置され、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をおこないます（社会福祉法 第18・19条）。

■児童指導員とは

児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設などに配置され、児童の生活指導をおこないます（児童福祉施設最低基準 第42・43・49・56・61・69・73・75条）。

■知的障害者福祉司とは

都道府県、市町村の福祉事務所や知的障害者更生相談所に配置され、知的障害者の福祉に関する事務をおこないます（知的障害者福祉法 第14条）。

■児童福祉司とは

児童相談所に配置され、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な指導等をおこないます（児童福祉法 第13条）。

■心理判定員・児童心理司とは

心理判定というのは、児童相談所や精神科の病院などで、主に心理検査や面接を実施し、診断や治療効果測定のための資料を提供する仕事です。明確な資格の規定はありませんが、大学において心理学を専攻した者が心理判定の仕事ができることになっています。具体的には、来談者（クライアント）について、知能検査、人格検査などを行ったり、さらに面接や行動観察を行ったりすることによって、判定会議などへの資料を提供することです。判定会議に出席して意見を述べるだけでなく、時には医師や児童福祉司、ソーシャルワーカーなどとチームを組んで心理治療に当たることもあります。

このような心理判定をする者が必要とされる主な職場には、児童相談所、精神保健福祉センター、婦人相談所、各種福祉施設、病院（精神科・神経科）などがあります。

なお、平成17年度以降、児童相談所に配置され子ども、保護者等の相談に応じたり、心理判定をおこなう「心理判定員」の名称が「児童心理司」に変更されています（「児童相談所運営指針」）。「心理判定員」「児童心理司」任用資格条件は「学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科を修めて卒業した者」であることに変更はありません（「児童福祉法」第12条の3 4、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」など）。

なお、これら心理学の専門職につくためには、現状では指定大学院に進学して「臨床心理士」の資格を取得することが一般的になっています。本学・福祉心理学科では、大学院進学のための心理学全般に関する基礎知識を幅広く学ぶことができます。

認定心理士 取得希望の方へ

●認定心理士とは

大学において心理学を学び、「心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」ことを「日本心理学会」が認定する資格です。申請にあたっては、日本心理学会が定める審査料・認定料計40,000円の費用がかかります。

●申請の条件と履修方法

本学で下表の条件を満たして単位修得し、卒業することで取得できます。卒業後、ご自身で日本心理学会に申請していただくことが必要です。

ただし、社会福祉学科で取得する場合は「心理学実験Ⅰ・Ⅱ」をはじめ卒業要件に含めることのできない科目があります。

認定心理士資格に関する科目(科目名太字は福祉心理学科卒業のための必修科目)

科目	領域	本学の科目名	配当年次	単位数	2017年度 スクーリング開講予定地	本学での履修方法 (総計36単位以上修得)
基礎科目	a 心理学概論	心理学概論	1年以上	4	仙台 札幌 PC	5科目12単位必修
	b 心理学研究法	心理学研究法Ⅰ	2年以上	2	仙台 PC	
		心理学研究法Ⅱ	2年以上	2	仙台	
	c 心理学実験・実習	心理学実験Ⅰ	1年以上	2	仙台 札幌	
選択科目	d 知覚心理学・学習心理学	学習心理学	2年以上	2	仙台 PC	d、f、g、hの4領域中 3領域が各4単位以上で、 かつ、4領域の小計が24 単位以上修得のこと (注1) 2018年度まで開講
		認知心理学	2年以上	4	新潟 PC	
	e 生理心理学・比較心理学	—	—	—	—	
	f 教育心理学・発達心理学	生涯発達心理学	1年以上	4	仙台 PC	
		教育心理学	1年以上	2	仙台	
		児童青年心理学	1年以上	4	仙台	
		老年心理学	1年以上	4	仙台 新潟 PC	
		障害児の心理(注1)	2年以上	4	仙台 PC	
	g 臨床心理学・人格心理学	臨床心理学	2年以上	4	仙台 東京 新潟	
		人格心理学	1年以上	4	PC	
		心理アセスメント	1年以上	2	仙台 新潟 PC	
		心理療法	2年以上	4	仙台	
		犯罪非行心理学	2年以上	2	仙台	
		精神保健学	2年以上	(2)	仙台	
		カウンセリングⅠ	1年以上	1	仙台 東京	
		カウンセリングⅡ	1年以上	1	仙台	
		カウンセリング演習Ⅰ	2年以上	1	仙台	
		カウンセリング演習Ⅱ	2年以上	1	仙台	
	h 社会心理学・産業心理学	福祉心理学	1年以上	2	仙台 札幌 東京 盛岡 新潟 PC	
		環境心理学(注1)	2年以上	2	仙台 PC	
		社会心理学	1年以上	2	仙台 東京 PC	
		家族心理学	1年以上	2	仙台	
		産業心理学	1年以上	2	仙台	
		人間関係論	1年以上	1	仙台 PC	
		卒業研究	4年	(4)	—	
その他	i 心理学関連科目・卒業論文	卒業研究	4年	(4)	—	必修ではない

※本学では「卒業研究」は8単位ですが、認定心理士認定委員会では4単位と認定するため、4単位と表記しています。「精神保健学」も本学では4単位ですが、認定心理士の申請には2単位分のみ認められます。

※2017年度スクーリング開講予定地には、通常のスクーリング以外にビデオ・スクーリングによる開講予定を含みます。PC＝オンデマンド・スクーリング開講科目です。

※四年制大学既卒の方は、3年次編入学または科目等履修生として入学し、上表の条件を満たせば、本学通信教育部を卒業しなくても認定心理士の取得は可能と思われます。ただし、自身の責任において、日本心理学会のホームページなどで、再度条件を確認のうえ履修すべき科目の選択や資格申請をしてください。

※科目等履修生として出願する場合、「心理学実験Ⅰ・Ⅱ」など履修方法が「SR」「S」の科目は入学後決められた時期に追加履修登録を行うことで履修が可能です(授業料、スクーリング受講料、ならびに別途手数料1,000円が必要です)。

※「心理学研究法Ⅰ・Ⅱ」スクーリング受講のためには、受講申込締切日までに心理学関連科目から7科目のレポート提出が必要です。

福祉心理士 取得希望の方へ

●福祉心理士とは

日本福祉心理学会が認定する資格であり、福祉サービスを利用する人のアセスメントを行ったり、サービス利用者やその家族、そして、そこで働く職員の福祉心理相談・支援を行ったりするうえで専門家として求められる基礎学力と技能を修得していると、日本福祉心理学会が認定した方のことです。認定の際、日本福祉心理学会が行う筆記試験が実施される予定で審査料20,000円、認定料10,000円も必要です。また、日本福祉心理学会員となり5年ごとに資格更新のための審査を受ける必要があります。

●申請の条件と類型

大学で取得する際は、下記【A類型】で指定科目を履修する方法が一般的ですが、社会福祉施設等での実務経験を3年以上有している場合は【B類型】での取得も可能です。

【A類型】 大学で指定科目を下表の履修方法に従って**合計32単位以上を修得**し、卒業（社会福祉学科でも福祉心理学科でも可）した方。ただし、指定科目の一部が未履修の場合、科目等履修生としての単位修得も可です。

【B類型】 申請時において、すでに社会福祉施設等での実務経験を3年以上有しており、大学（または日本福祉心理学会が開催する研修会）で、①「心理学」、②「福祉心理学」もしくは「臨床心理学」、③「社会福祉学」、④「心理査定法」、⑤「カウンセリング（心理相談）」もしくは「心理療法」、⑥「発達心理」もしくは「児童心理」もしくは「障害者の心理」もしくは「高齢者の心理」、⑦「社会福祉援助技術」の必修指定科目7科目について各2単位以上を修得した方。

日本福祉心理学会認定 福祉心理士に関する科目（本学の科目名太字は福祉心理学科必修科目）

領 域	指定科目名	本学の科目名	単位数	履修方法（合計32単位以上修得）	
基礎科目	心理学	心理学概論	4	2科目合計6単位以上を単位修得のこと	
	福祉心理学	福祉心理学	2		
	社会福祉学	社会福祉原論	4		
心理学関係科目	臨床心理学	臨床心理学	4	4科目以上履修し、合計12単位以上を単位修得のこと	
	心理査定法	心理アセスメント	2		
	カウンセリング（心理相談）	カウンセリングⅠ	1		
		カウンセリングⅡ	1		
	心理療法	心理療法	4		
	発達心理	生涯発達心理学	4		
	児童心理	児童青年心理学	4		
	障害者の心理	障害児の心理（注1）	4		
社会福祉学関係科目	相談援助（社会福祉援助技術） もしくは精神保健福祉援助技術	精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	2	「相談援助」もしくは「精神保健福祉援助技術」の2単位以上を含み、合計12単位以上を単位修得のこと	合計32単位以上修得のこと
		社会福祉援助技術総論	4		
		精神保健福祉の理論	2		
		精神保健福祉のサービス	2		
		精神保健福祉援助技術各論	2		
		児童・家庭福祉論	4		
		高齢者福祉論	2		
		障害者福祉論	4		
		知的障害者福祉論	2		
		社会福祉援助技術論A	2		
		社会福祉援助技術論B	2		
医療・保健関係科目	精神医学	精神医学	4	履修する必要はないが、履修した場合の扱いは*参照	
	リハビリテーション学	リハビリテーション論	2		
	精神保健学	精神保健学	4		

*心理学関係科目のうち2科目4単位、および社会福祉関係科目のうち2科目4単位の計4科目8単位については、医療・保健関係科目（精神医学、リハビリテーション学、精神保健学）をもって代替できる。

福祉心理士
取得希望

各種任用資格
取得希望

履修証明プログラムのご案内

「福祉実践職（高齢者分野）基礎力養成」「福祉実践職（障害者分野）基礎力養成」「カウンセリングの基礎を学ぶ」

1. 履修証明プログラムとは

大学において、社会人等を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して学校教育法に基づく履修証明書が交付できる制度です（詳細は文部科学省のホームページ参照）。

本学では、この制度を活用し、特定の分野について学びたいという意欲のある方を対象に開設しており、修了者には「履修証明書」を発行いたします。

2. 2017年度に開設するプログラム

2017年度に開設するプログラムは「福祉実践職（高齢者分野）基礎力養成」「福祉実践職（障害者分野）基礎力養成」「カウンセリングの基礎を学ぶ」です。

各プログラムの科目表の中から、スクーリングを90コマ以上受講（「履修方法」欄参照）しスクーリング試験に合格することが必要です。

※ すでに本学にてスクーリングに合格している科目がある方は、2017年度以降に不足科目のスクーリングを受講・合格することで「履修証明書」の発行が可能です。

- **募集人員** 各プログラム50名（目安）
- **出願期間** 4月生（2017年1月5日～4月15日）
- **入学方法** 科目等履修生または正科生（1・2年次（編）入学の正科生は、配当年次の関係上1年間以上の学習期間を要する場合があります）
- **出願資格** 本要項p.28～30、32参照（科目等履修生：在籍資格、正科生：入学資格・編入学資格）
- **受講期間** 入学方法（科目等履修生または正科生）により異なります。
- **学費（初年度）** 入学方法および科目により異なります。
 - 【科目等履修生】入学選考料：10,000円 入学金：30,000円
学費：単位数×6,000円 受講科目により異なります（プログラム科目一覧参照）
スクーリング受講料：受講科目により異なります（プログラム科目一覧参照）
 - 【正科生】入学選考料：10,000円 入学金：30,000円
学費：130,000円（40単位まで履修可）
スクーリング受講料：受講科目により異なります（プログラム科目一覧参照）
- **出願書類** 入学方法により異なります。
 - 【科目等履修生】本要項 p.33参照（「履修希望科目登録用紙」（様式14）を使用）
 - 【正科生】本要項p.23参照
- **授業科目の内容**
科目の内容は「レポート課題一覧」、スクーリング講義概要は「試験・スクーリング情報ブック」いずれもホームページから閲覧できます。（ただし、4月ごろまで2016年度のものが掲載されています。）
- **履修登録上の注意**
 - (1) スクーリング開講予定日に出席できることを前提に、出願・履修登録をお願いいたします。仙台以外の会場のスクーリング受講も可能です。なお、オンデマンド・スクーリング欄に◎のある科目については、オンデマンド・スクーリングで受講可能です。
 - (2) 一度履修登録した科目については、スクーリングに出席できなかった場合でも学費の返金はありません。
 - (3) 履修登録のほか、別途スクーリング申込みが必要となります。
 - (4) 履修登録していない科目はスクーリング受講できません。入学後、6月・11月の規定の時期に追加履修登録が可能です。ただし、6月の追加履修登録では8月以降、11月の追加履修登録では1月以降のスクーリングの申込みが可能となります。また、7月までのスクーリングを受講する場合は、入学時に必ずその科目を履修登録しておく必要があります。
 - (5) コマ数「6 or 8」は、受講するスクーリングや形態によりコマ数が異なりますので、受講申込時にご確認ください。

■ 「福祉実践職（高齢者分野）基礎力養成」プログラム科目一覧

(注) 高齢者分野と障害者分野の両方の履修証明を希望で、「社会福祉援助技術総論」「社会福祉原論」のスクーリングを受講した場合、どちらか一方の分野でのみ有効です。もう一方の分野では、他の科目で90コマ以上になるよう受講してください。

科目名	コマ数	単位数	履修方法 (90コマ以上選択)	科目等 履修生 授業料	スクー リング 受講料	スクーリング 開講予定 (仙台)	オンデマン ド・スクー リング
高齢者福祉論	6 or 8	2	36 コマ 必修	12,000	5,000	4/22・23	◎
介護概論	6 or 8	2		12,000	5,000	12/16・17	◎
(注) 社会福祉援助技術総論	12	4		24,000	10,000	5/3～5	◎
(注) 社会福祉原論(職業指導を含む)	12	4		24,000	10,000	8/11～13	◎
ケアマネジメント論	8	4	<選択 A> 30 コマ 以上選択	24,000	5,000	10/28・29	—
社会保障論	12	4		24,000	10,000	10/7～9	◎
福祉心理学	6 or 8	2		12,000	5,000	5/20・21	◎
老年心理学	12	4		24,000	10,000	未定	◎
認知症介護論	8	1		6,000	7,000	2017年度開講せず	—
介護技術	6	2	<選択 B> 24コマ 以上選択 ※選択 A で規定のコマ を超えて履修した場合は 選択 B に含めます。	12,000	5,000	11/11・12	—
社会福祉援助技術論 A	6	2		12,000	5,000	7/15・16a	◎
社会福祉援助技術論 B	6	2		12,000	5,000	7/16b・17	◎
保健医療サービス論	6 or 8	2		12,000	5,000	11/11・12	◎
生涯発達心理学	12	4		24,000	10,000	11/3～5	◎
リハビリテーション論	8	2		12,000	5,000	未定	—
社会福祉援助技術演習 A	8	3		18,000	10,000	7/1・2 など	—

■ 「福祉実践職（障害者分野）基礎力養成」プログラム科目一覧

(注) 障害者分野と高齢者分野の両方の履修証明を希望で、「社会福祉援助技術総論」「社会福祉原論」のスクーリングを受講した場合、どちらか一方の分野でのみ有効です。もう一方の分野では、他の科目で90コマ以上になるよう受講してください。

科目名	コマ数	単位数	履修方法 (90コマ以上選択)	科目等 履修生 授業料	スクー リング 受講料	スクーリング 開講予定 (仙台)	オンデマン ド・スクー リング
障害者福祉論	12	4	36コマ 必修	24,000	10,000	8/19～21	◎
(注) 社会福祉援助技術総論	12	4		24,000	10,000	5/3～5	◎
(注) 社会福祉原論(職業指導を含む)	12	4		24,000	10,000	8/11～13	◎
知的障害者福祉論	8	2	<選択 A> 30コマ 以上選択	12,000	5,000	未定	—
就労支援サービス論	8	1		6,000	7,000	7/22・23	◎
障害児の心理	12	4		24,000	10,000	9/16～18	◎
発達障害者の地域支援	8	1		6,000	7,000	未定	◎
精神保健福祉の理論	6 or 8	2		12,000	5,000	4/15・16	◎
精神保健福祉のサービス	6 or 8	2		12,000	5,000	7/1・2	◎
精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	8	2		12,000	5,000	4/22・23	—
精神保健福祉援助技術総論Ⅱ	8	2		12,000	5,000	7/22・23	—
社会福祉援助技術論 A	6	2	<選択 B> 24コマ 以上選択 ※選択 A で規定のコマ を超えて履修した場合は 選択 B に含めます。	12,000	5,000	7/15・16	◎
福祉法学	6 or 8	2		12,000	5,000	6/10・11	◎
公的扶助論	6 or 8	2		12,000	5,000	4/22・23	◎
精神保健福祉の制度	6 or 8	2		12,000	5,000	11/11・12	◎
精神保健福祉援助技術各論	8	2		12,000	5,000	9/23・24	—
精神科リハビリテーション学	12	4		24,000	10,000	7/15～17	—

■ 「カウンセリングの基礎を学ぶ」プログラム科目一覧

科目名	コマ数	単位数	履修方法 (90コマ以上選択)	科目等 履修生 授業料	スクー リング 受講料	スクーリング 開講予定 (仙台)	オンデマン ド・スクー リング
カウンセリングⅠ	8	1	16コマ 必修	6,000	7,000	6/10・11	—
カウンセリングⅡ	8	1		6,000	7,000	10/28・29	—
心理学概論	12	4	36コマ 以上選択	24,000	10,000	1/6～8	◎
臨床心理学	12	4		24,000	10,000	5/3～5	—
人格心理学	12	4		24,000	10,000	オンデマンド	◎
福祉心理学	6	2		12,000	5,000	5/20・21	◎
心理アセスメント	6	2		12,000	5,000	12/23・24	◎
ライフサイクルと福祉心理学	8	1	40コマ 以上選択	6,000	7,000	オンデマンド	◎
人間関係論	8	1		6,000	7,000	2/17・18	◎
カウンセリング演習Ⅰ	8	1		6,000	7,000	1/20・21	—
カウンセリング演習Ⅱ	8	1		6,000	7,000	9/9・10	—
特講・福祉心理学4(スクール・カウンセリング)	8	1		6,000	7,000	5/27・28	◎
特講・福祉心理学8(ストレスとつきあう心理学)	8	1		6,000	7,000	10/14・15	—
特講・福祉心理学9(コミュニティ心理学)	8	1		6,000	7,000	オンデマンド	◎

「防災士」資格取得について

本学では、東日本大震災や熊本地震を受けて、減災と社会の防災力向上のための基本的知識と技能をもち、地域社会における防災リーダーとして活躍できる人材を増やすため、「防災士」資格取得希望者向けの養成研修講座（2日間）を開催しております。

資格取得方法

「養成研修講座（最終時間の試験合格）」の受講＋「普通救命講習（各地で開催）」受講
（詳細は入学後にご案内します）

受講料・資格登録申請費などの諸費用 40,000円

通信教育部の卒業生からメッセージをいただきました。参考までにご覧ください。

《社会福祉士国家試験受験資格取得者》

お陰さまで、国家試験に合格することができましたので「社会福祉士」として、生活困窮者の支援に関する仕事をしたいと思っています。また、他の大学で取得した単位と、御校で取得した単位を合わせて「福祉心理士」になることができました。これらの資格を生かして、心のサポートが行える社会福祉士になりたいと思っています。

日々のニュースなどで報じられる社会問題の意味や重大性に目を向けるようになり、理解し、受け止めることができるようになりました。また、2年間の学びは私たちが生きているうえで必要不可欠な内容で、身近なことが多く日常生活でこそ役立つ知識となりました。特に社会保障などの制度の理解は、私のみならず、皆さんにとっても切り離せないものだと思います

今まで福祉の仕事に就き、慣れが出ていたと思う。そのなかで自分の中の“福祉”を再考する事ができた。職場で仕事をし、部下へ“福祉とは”という事を伝える時等、役立っており、通信教育部で学習し良かったと思う。

現在の相談業務において、入学前より客観的に物事を考え、利用者の思い、おかれている状況、なぜそのような状況になったのか、なぜ利用者がそのように考えているのかなど、様々な視点から考えられるようになった。

家族、自分の生活課題への考え方、自己覚知など、離れたところから状況を見る目が養われました。相談援助の演習・実習を通じ、自分の価値観や傾向が相手とのやりとりにも及ぼす影響を実感しました。何気ない日常会話や人間関係構築においても、時折意識するようになり役立っています。

現場ではまず当事者ありきが基本ではありますが、その中で自らの援助観を揺さぶられることばかりであることも現実です。そんな時、貴学での学びがソーシャルワークと私の頂点を結び付ける指標として、何時も頭の片隅にあり続けています。大学での学びに他なりません。

看護師として退院していく方々の在宅移行支援に携わる予定です。社会福祉士の資格を活かし、医療面だけでなく福祉面からの両面の視点をもって援助していきたいと思っています。

現在の仕事である社協ソーシャルワーカーとしての業務に知識・技術・倫理がすべて備わって、相手の立場に立った相談援助技術を実践していきたい。

話を聞く、相談を受ける時の基本的態度が身についた。介護職で働いているが、介護と相談支援の家庭において共通するものがあり、活用している。

今後も職場内、自分の子どもたちが学ぶ教育の現場でも、少しでも介入していけることがあれば、介入していき、地域で生活する方々との接触も増やしていきたい。

《精神保健福祉士国家試験受験資格取得者》

職場で利用者と関わる際、自分の行動・発言の根拠を持つことができている。職員のゆらぎや不安を利用者はとても敏感に感じ取るので、その点で相手にとっての安心材料にもなっていると思う。

福祉を学ぶなかで人生・生活について深く考えるようになり、ものの見方や考え方が柔軟になりました。ともに学ぶ仲間がいることの大切さを実感でき、家族・友人・職場などの人間関係に役立っています。

現在、特別養護老人ホームで働いています。学ぶ以前は他職種との連携がなかなか苦手でしたが、学んだ今は根拠を持って連携をとれるようになりました。

相談援助、業務への取り組み方に成果が得られ、今後は専門性を活かした形で再雇用してもらえることになった。

私は看護師ですが、精神保健福祉士資格取得後、精神科で勤務しています。学んだ知識が役立つことも多く、毎日楽しく仕事をしているところです。今後、いつかは精神保健福祉士の仕事もしてみたいのですが、しばらくは今の職場で頑張っていきたいと思います。

現在の介護保険のケアマネージャーとして働いている中で、SWとしての視点や広い視野で考えることができるようになった。また、現在の仕事では、高齢者を主な対象としているが、今後は精神障害者などの生活支援センターで働きたいと思う。

自分にとっては、学びの全てが新鮮でした。在学中、スクーリング、試験、レポートなど無駄に思えることが一つもなく、全てが仕事や生活に役立っていると感じます。

精神保健福祉士資格取得後、障害福祉サービス事業所で相談員をしています。精神科病院で働くワーカーに比べるとまだまだ遅れている分野ですが、それだけやりがいや充実感もあります。

《認定心理士資格取得者・福祉心理学科卒業者》

今春から臨床心理士指定大学院に進むことになったので、さらに専門的、実践的な知識・技術を身に付けていきたいです。現在持っている保育士の資格も生かし、いずれは子どもたちやその家族の心理的支援に関わっていければと思っています。

子育て支援の仕事に携わっていますが、様々な場面で子ども達を理解する上で心理学や発達障害に関する学習をしたことは役立っています。障害児、精神的疾患を持つ保護者との対応、若手の同僚への接し方において、知識の引き出しが増えたと実感した。

心理学に興味を持ったのは20年前。でも、子育てやら家事やら転職やらを言い訳に先延ばしにしていました。20年たって子どもたちも巣立ち時間もできたので思い切りました。何才になっても第一歩を踏み出すのは遅くない、ということです。

複雑に絡み合った社会生活における人間関係において、心理学の専門知識は、思考の幅を広げてくれると思います。様々な考えの人がいるからこそ、人間社会は面白く、日々の生活が試練と気づき、成長があるのだと考えられるようになりました。

心理学を勉強することで自分自身と向き合うきっかけになり、これまでに感じていた生きづらさやモヤモヤしたものの正体に気づくことができました。色々な価値観や考え方があるということを理解できたことで、苦手な人ともうまく付き合えるようになりました。

第一に、自分自身はどういう考えをして、どういう行動をとりやすいのかなど、少しではありますが客観的に見ることはできたと思います。自分を客観的に見ることは、とても難しいことと思っていたので、このことが大きな学びの1つでした。